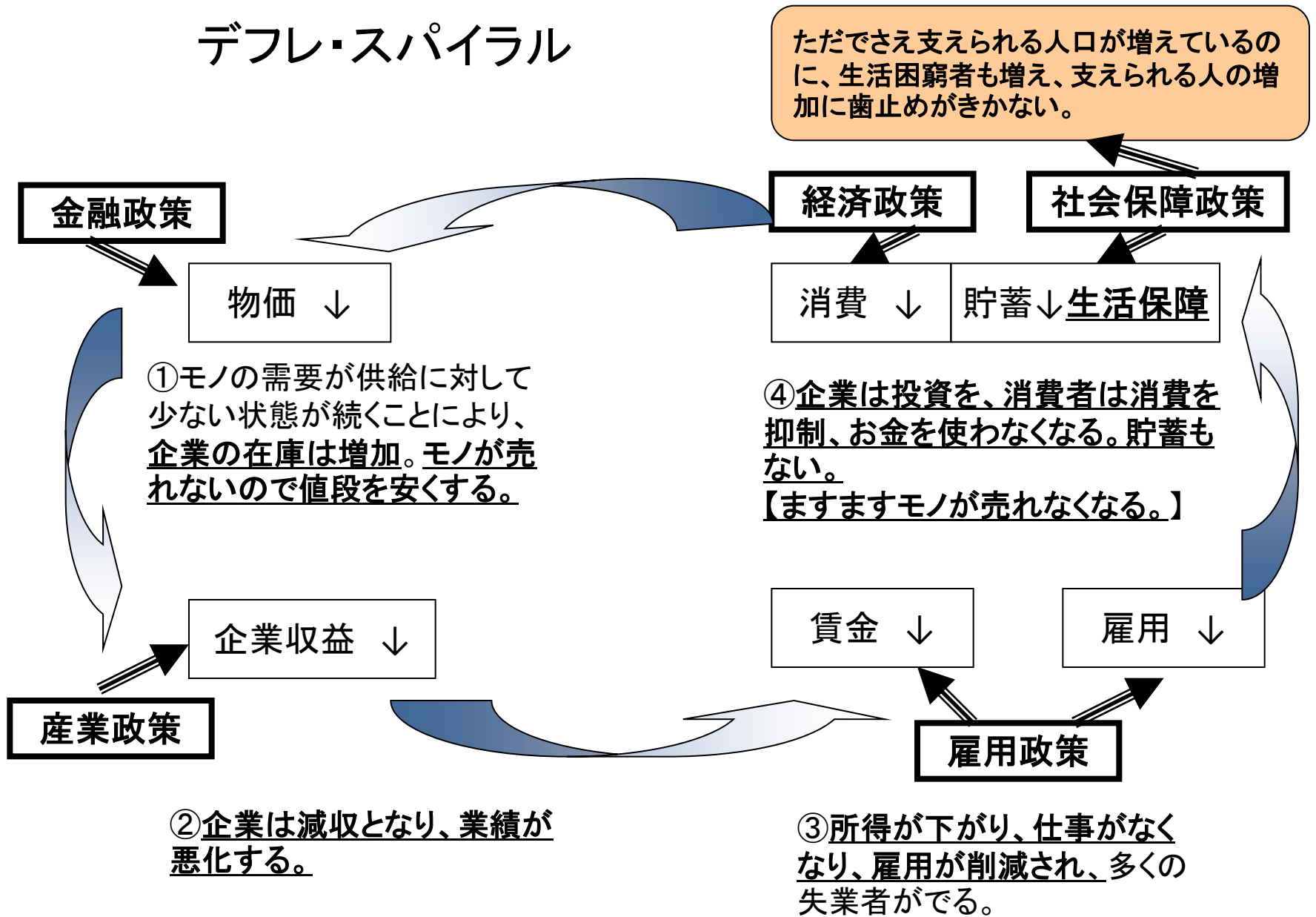


地域の幅広い連携による貧困問題への取組み ～みんなで創造する生活困窮者支援～

平成26年度「社会福祉振興助成事業シンポジウム」26.11.27

厚生労働省 社会・援護局
生活困窮者自立支援室
地域支援対策専門官 佐藤 博

デフレ・スパイラル



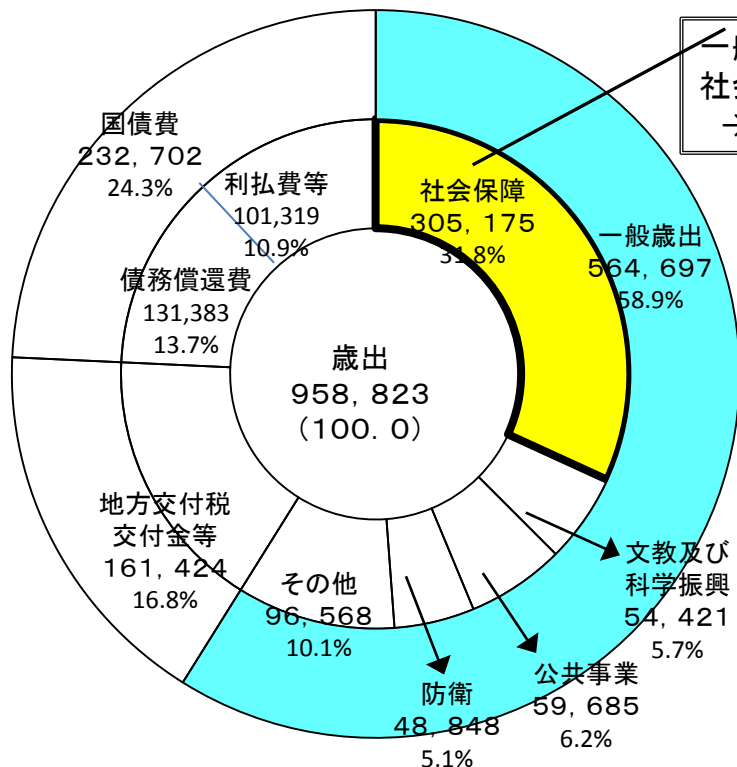
平成26年度 国の一般歳出と社会保障関係費

国の一般歳出の約54%は社会保障関係費（高齢化等に伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増）

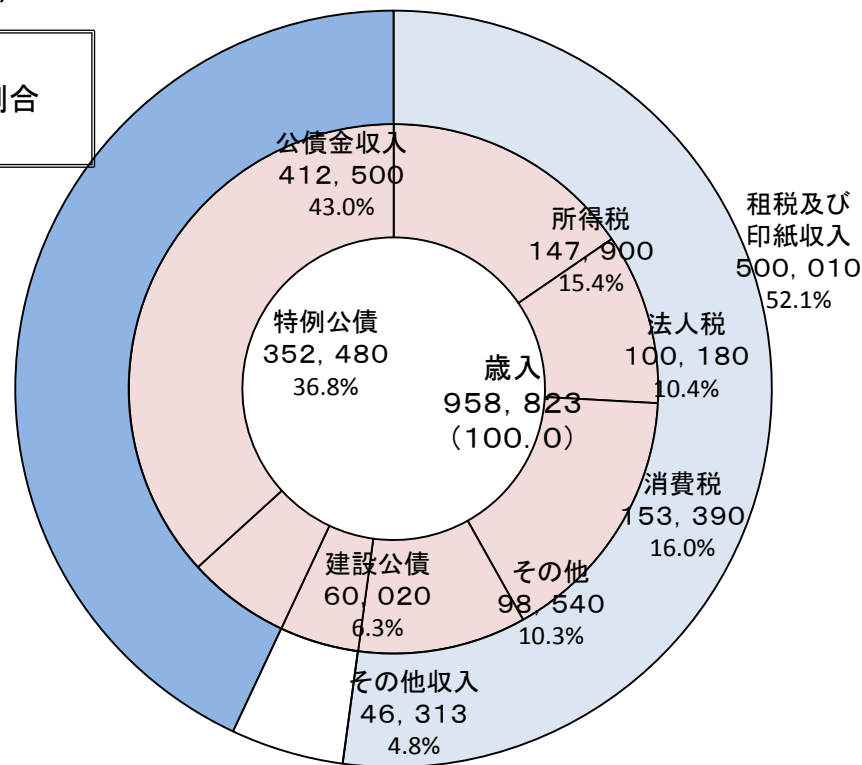
歳出

(億円、%)

歳入



一般歳出に占める
社会保障関係費の割合
→ 約54%

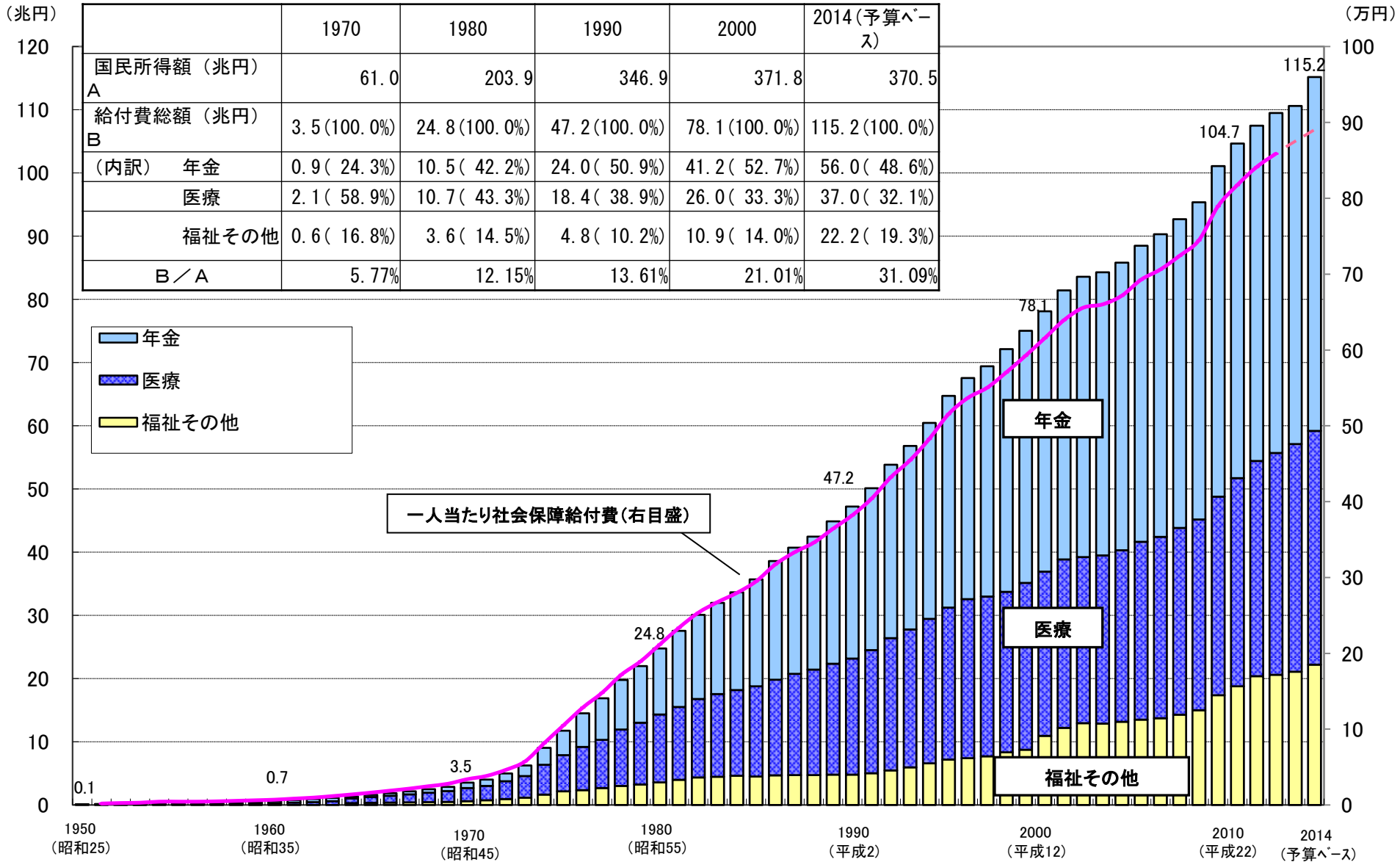


一般歳出に占める社会保障費の割合の推移

(億円)

| 年度 | 歳出総額 | 一般歳出 | 社会保障関係費 |
|------|---------|----------------|-----------------------|
| 2014 | 958,823 | 564,697 (100%) | <u>305,175 (約54%)</u> |
| 2010 | 922,992 | 534,542 (100%) | <u>272,686 (約51%)</u> |
| 2005 | 821,829 | 472,829 (100%) | <u>203,808 (約43%)</u> |
| 2000 | 849,871 | 480,914 (100%) | <u>167,666 (約35%)</u> |

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成23年度社会保障費用統計」、2012年度、2013年度、2014年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2014年度の国民所得額は「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成26年1月24日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950、1960、1970、1980、1990、2000及び2010並びに2014年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

国家予算24年度(こんな状況、どう思いますか)

社会保障費給付費(110兆2,000億円)

歳入(90兆3,339億円)

歳出(90兆3,339億円)

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| 租税及び印紙収入(46.9%) | 所得税 13兆4,910億円 (14.9%) |
| | 法人税 8兆8,080億円(9.8%) |
| | 消費税 10兆4,230億円(11.5%) |
| | その他の税 9兆6,240億円(10.7%) |
| その他収入 3兆7,439億円(4.1%) | |
| 公債金 | 公債金 44兆2,440億円 (49.0%) |

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 一般歳出 (57.3%) | 社会保障費 26兆3,901億円 (29.2%) |
| | 公共事業費 4兆5,734億円(5.1%) |
| | 文教・科学振興費 5兆4,057億円(6.0%) |
| | 防衛費 4兆7,138億円(5.2%) |
| | その他 10兆7,127億円(11.9%) |
| | 地方交付税・交付金等 16兆5,940億円 (18.4%) |
| | 国債費 21兆9,442億円 (24.3%) |

一般歳出の
51.0%

一般会計
(90.3兆円)
を上回る

【拠出型・保険型給付】

介護保険給付費
医療費
年金

【税金型給付】

障害者自立支援給付費
こども手当
児童扶養手当
特別児童扶養手当
特別障害者手当
生活保護費

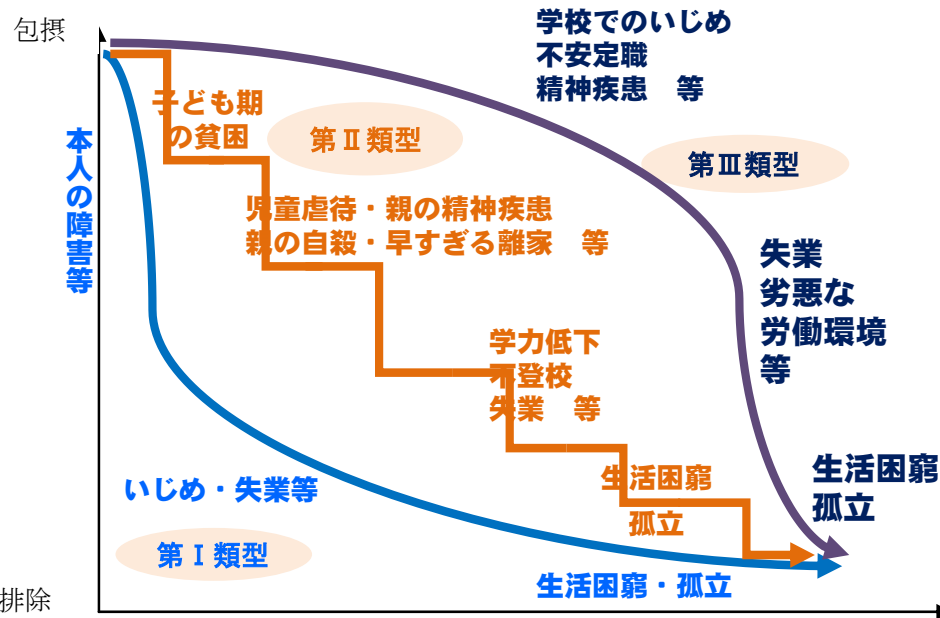
制度の背景について

社会的排除に至るプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～ 概要

2011年度調査実施

- 「社会的排除」について、さまざまな社会問題(高校中退、ホームレス、非正規就労、生活保護受給、シングルマザー、薬物・アルコール依存症、自殺)を抱えた若年(18歳から39歳)者の事例53件のライフコースを丁寧に分析し、「社会的排除」に至る幼少期からの潜在リスクとその重なりを把握し、共通点・相違点を洗い出したもの。
- 調査対象となった事例が抱える潜在リスクは重複しており、「社会的排除」に至ったプロセスも類似している。これら社会問題は、従来はそれぞれ独自にとらえられてきたが、「社会的排除」という一つの社会問題としてとらえることができる。
- 「社会的排除」に至る一番大きな問題(キー・リスク)を、それが起こるライフステージと場所によって以下の3つに分類
 - 第Ⅰ類型: 知的障害や発達障害などの「本人の持つ「生きづらさ」」…もっとも早い時期に問題が表出
 - 第Ⅱ類型: 子ども期の貧困や児童虐待などの「家庭環境の問題」…子ども期に問題が表出
 - 第Ⅲ類型: いじめや不安定就労などの「学校や職場の環境の問題」…就労など比較的遅い時期に問題が表出
- リスクの共通性、複合性を念頭においた包括的な「社会的包摂政策」が必要

社会的排除のプロセス：3つのパターン



事例に見られた「社会的排除」の潜在リスク

| 本人の障害 | 親の自殺 | 若年 シングルマザー |
|---------|-------|-------------------|
| 出身家庭の貧困 | 学校中退 | 親との断絶 |
| 児童虐待 | 初職の挫折 | 薬物依存症 アルコール依存症 |
| 親の精神疾患 | 不安定就労 | 住居不安定 |

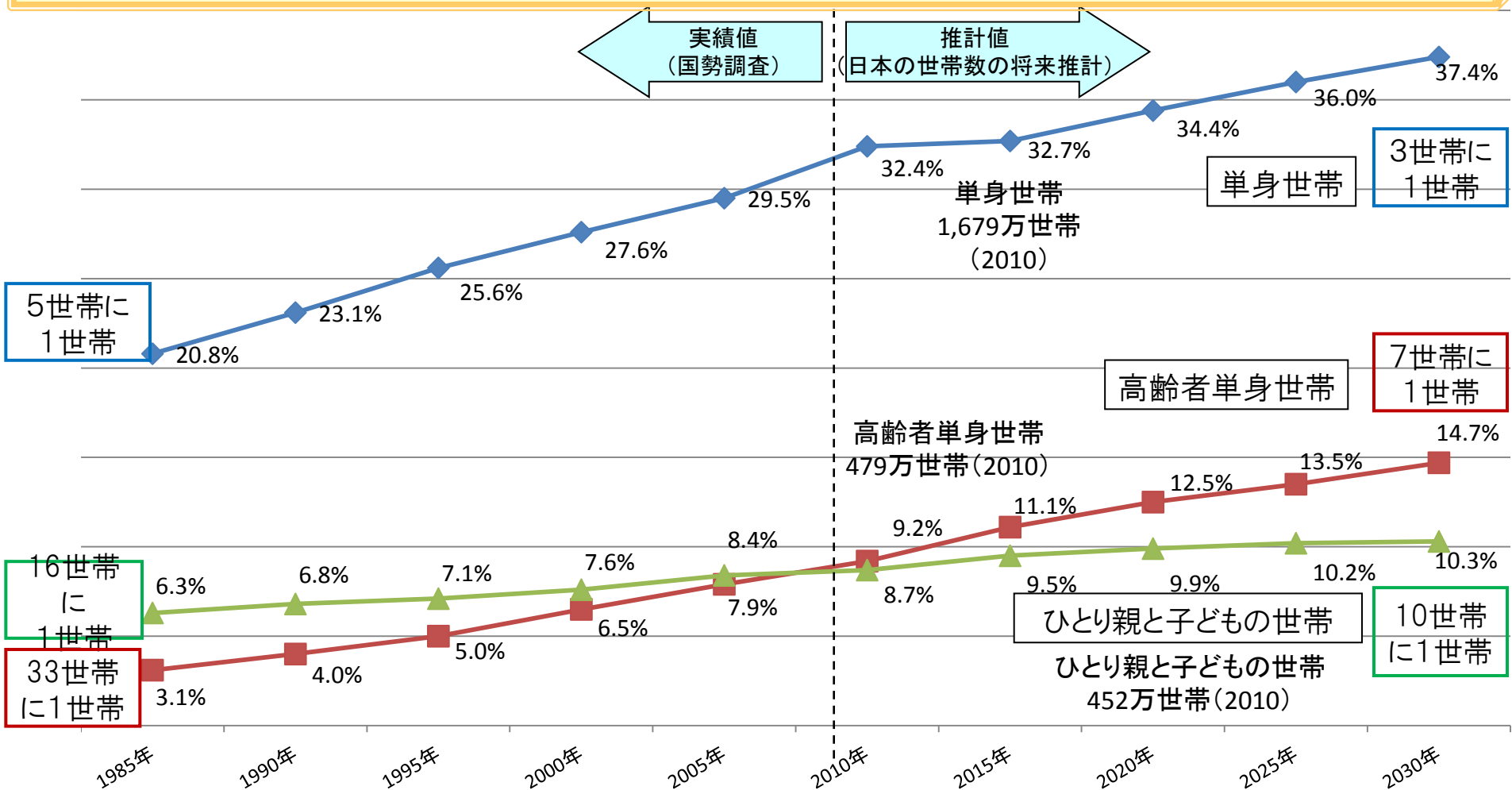
3つの類型ごとの包摂政策の 方向性に関する調査担当者の提言

- 障害の早期発見、適切な福祉・教育・医療のプログラム
- 家庭への生活支援、居場所の確保
- 教育現場や地域企業・自治体との連携・対応

→ライフコース

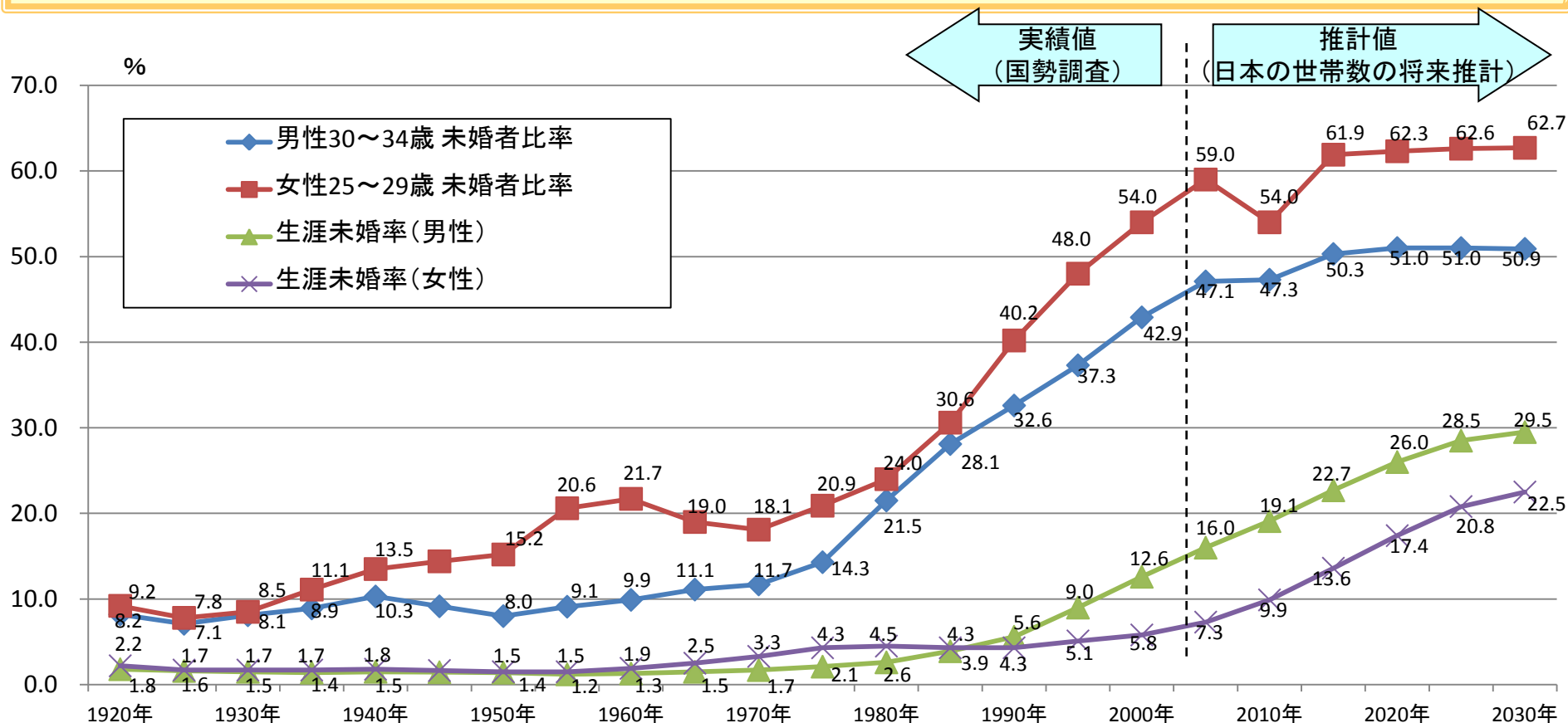
世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯（全世帯数約5,184万世帯）、2030年には約4割に達する見込み。



生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約30%、女性で約23%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」

統計資料集(2009年版)

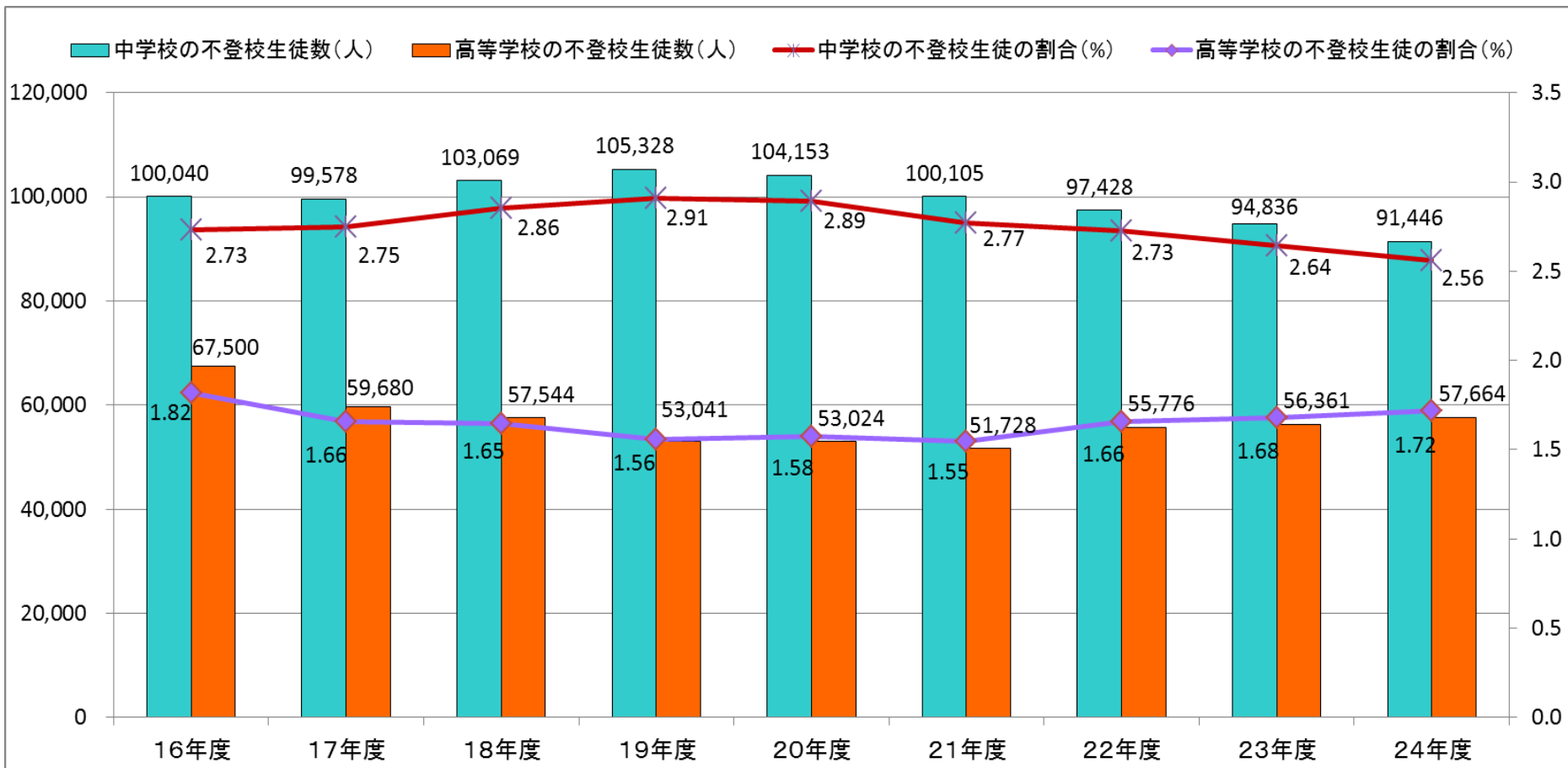
注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集(2009年版)」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

不登校生徒数の推移

- 中学校における不登校生徒数は約9万5千人と、前年度（約9万7千人）より約2千人減少しており、不登校生徒数の割合も2.64%と前年度（2.75%）より減少している。
- 高等学校における不登校生徒数は約5万6千人と、前年度（約5万6千人）から横ばいとなっており、不登校生徒の割合も1.68%と前年度（1.66%）から横ばいとなっている。

（不登校生徒数の推移）

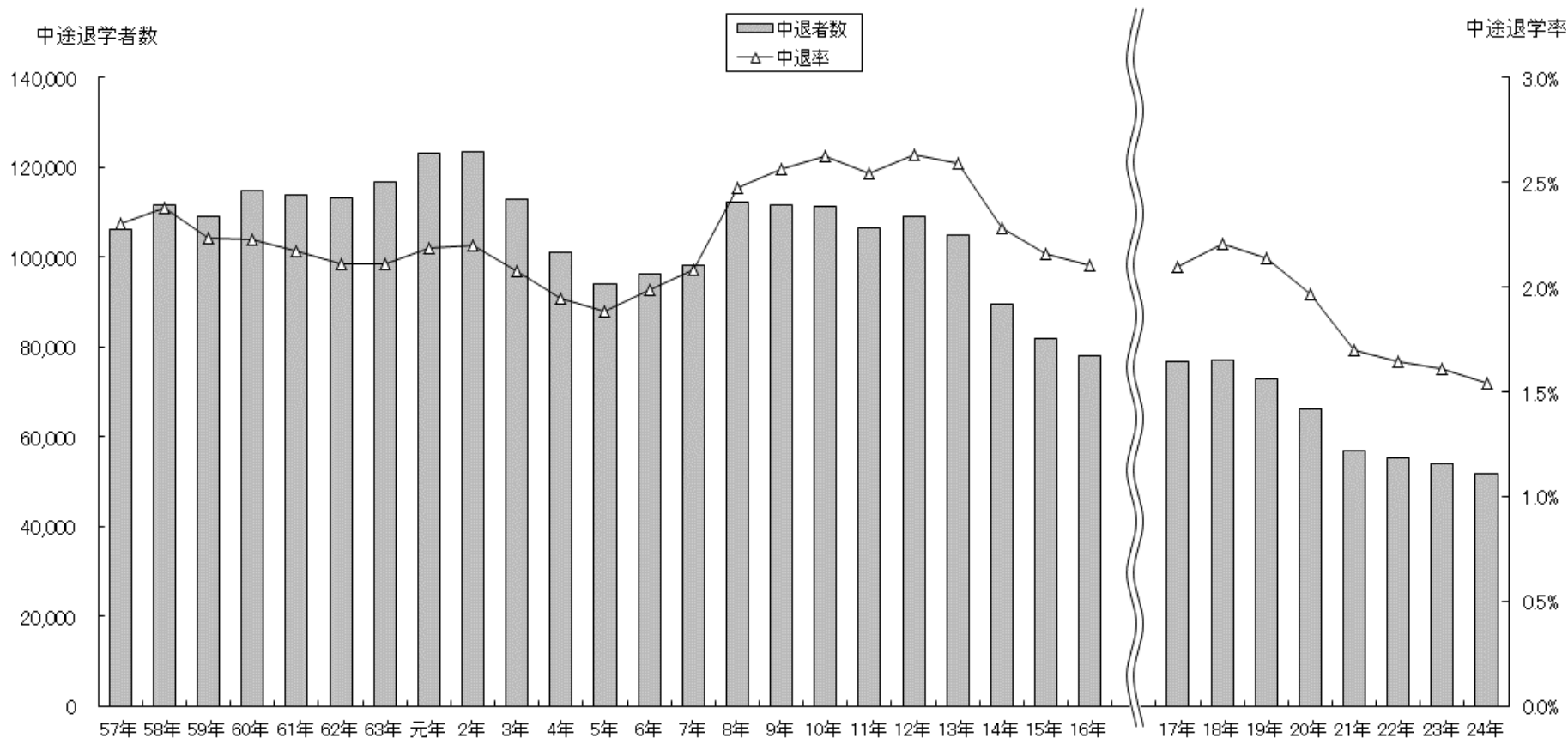


※ 不登校生徒とは「年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由による者を除く)」をいう。

（出典）平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

中途退学者数及び中途退学率の推移

○ 高等学校における平成23年度の中途退学者数は約5万4千人、中途退学率は1.6%となっており、ここ5年は減少傾向となっている。



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公私立高等学校。平成17年度からは国立高等学校も調査対象。

(注2) 中途退学率は、在籍者に占める中途退学者数の割合

フリーター・ニートの数の推移

フリーター数は、平成25年で182万

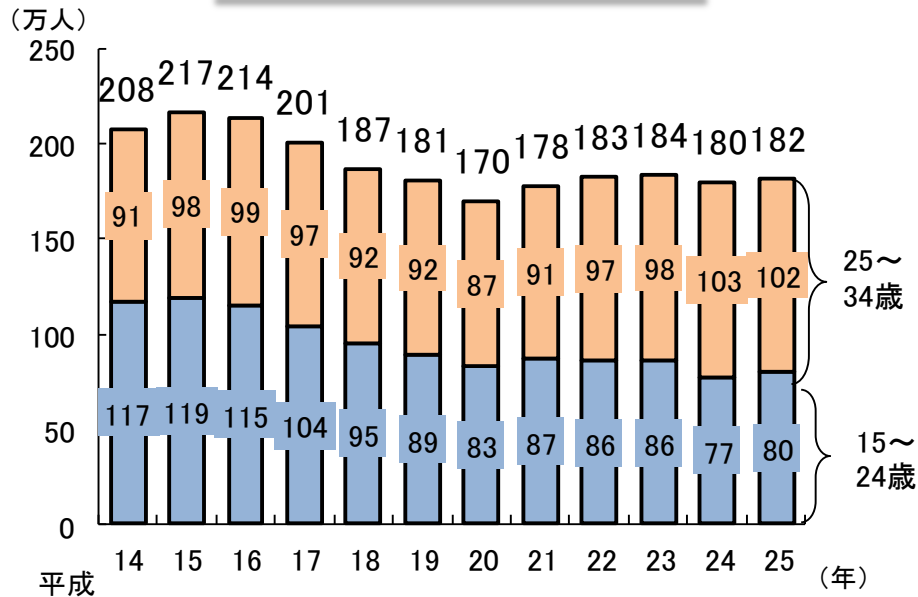
人

○ フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移。

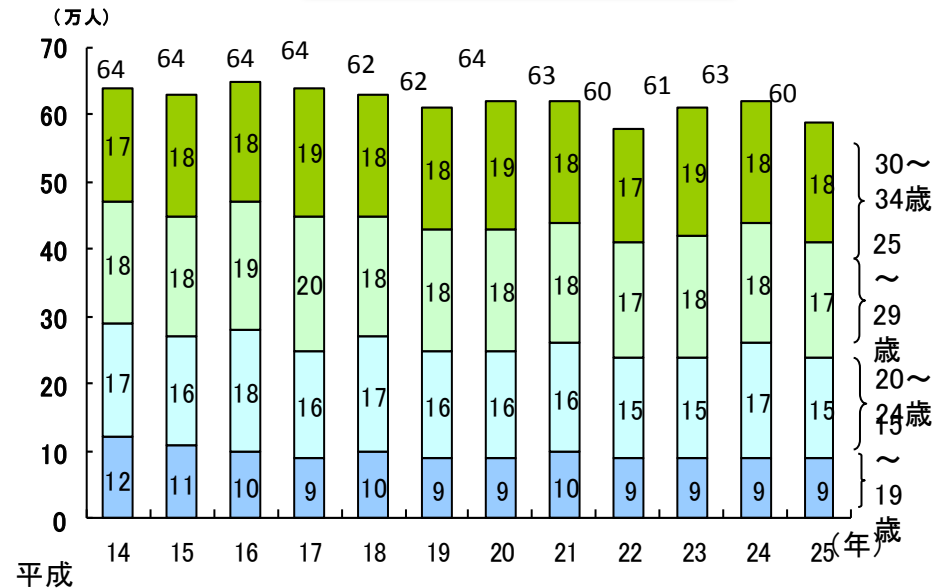
ニート数は、平成25年で60万人

○ ニート数は、平成14年以降、60万人台で推移。

フリーターの数の推移(年齢別)



ニートの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

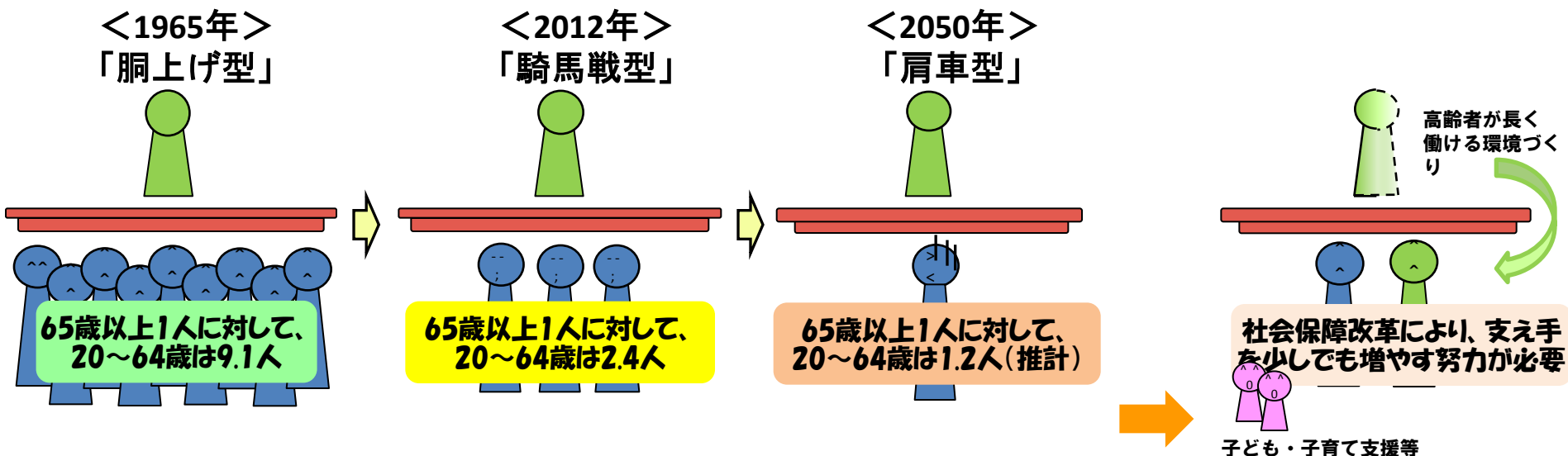
- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

「肩車型」社会へ

今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れます。



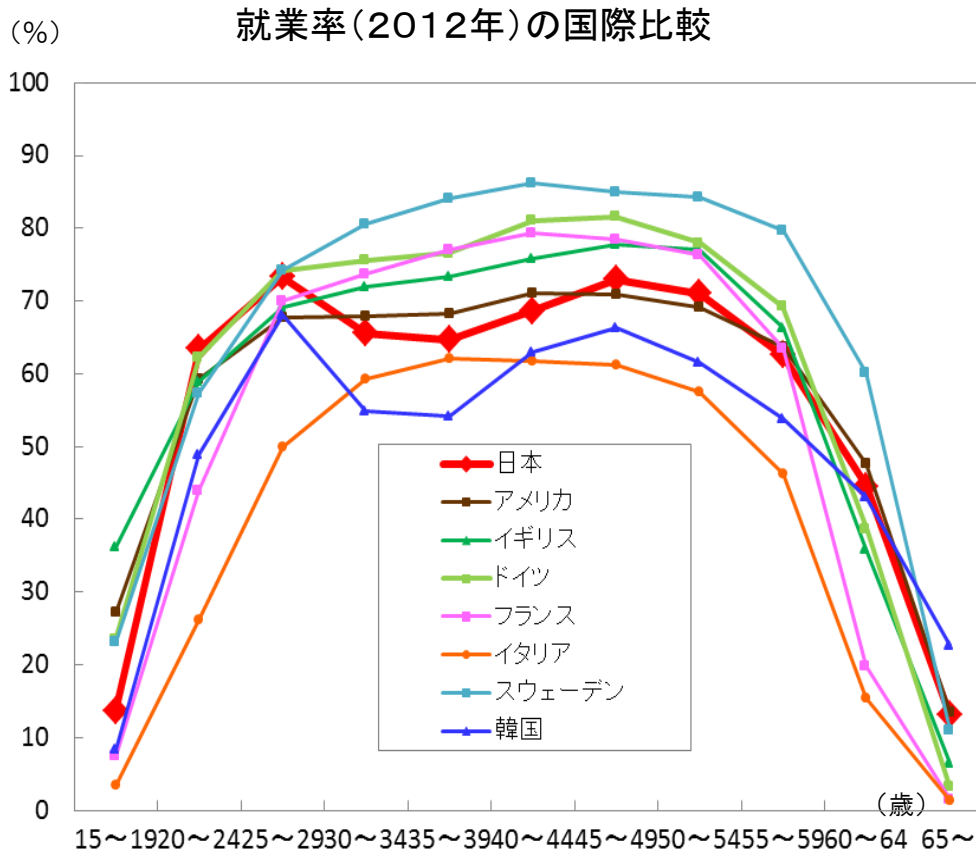
| 人口(万人)・構成比 | 1965年 | 2012年 | 2050年 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 65歳以上 | 623 (6.3%) | 3,083 (24.2%) | 3,768 (38.8%) |
| 64歳以下 20歳以上 | 5,650 (56.9%) | 7,415 (58.2%) | 4,643 (47.8%) |
| 19歳以下 | 3,648 (36.8%) | 2,252 (17.7%) | 1,297 (13.4%) |

1年間の出生数(率) 182万人 (2.14) 102万人 (1.37) 56万人 (1.35)

(出所)総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、厚生労働省「人口動態統計」

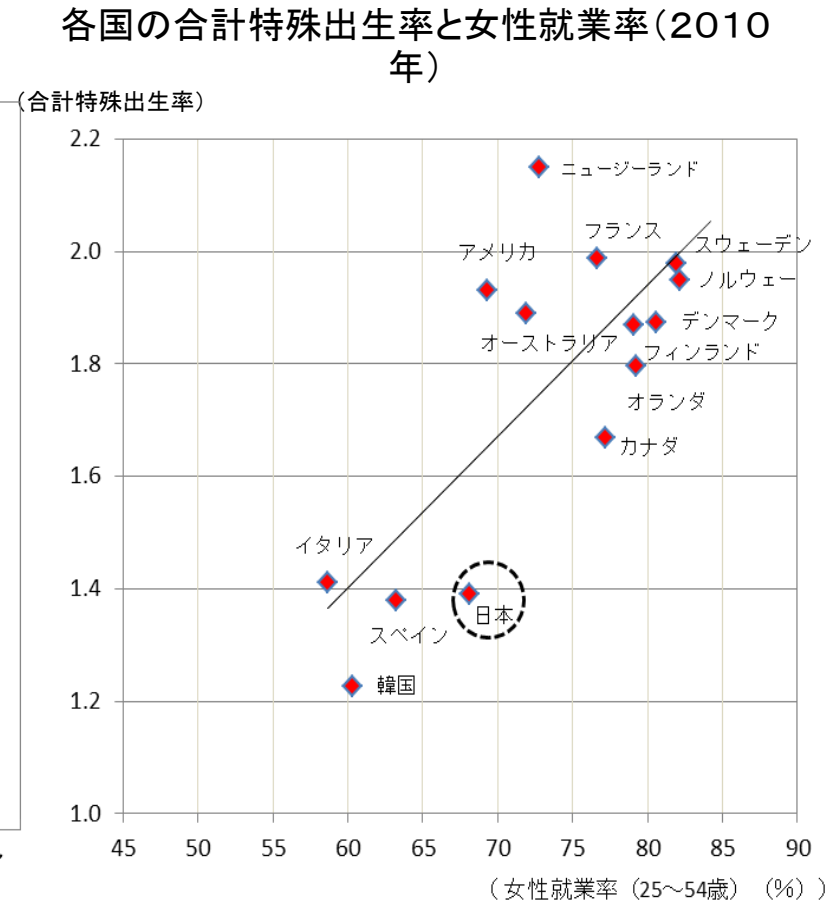
女性の就業率と合計特殊出生率

- 日本の女性の就業率は、先進国に比べるとM字カーブの傾向が顕著である。
- 女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い傾向にある。



(資料出所) (独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較」

注) アメリカ、イギリス、スウェーデンの「15~19」は「16~19」の

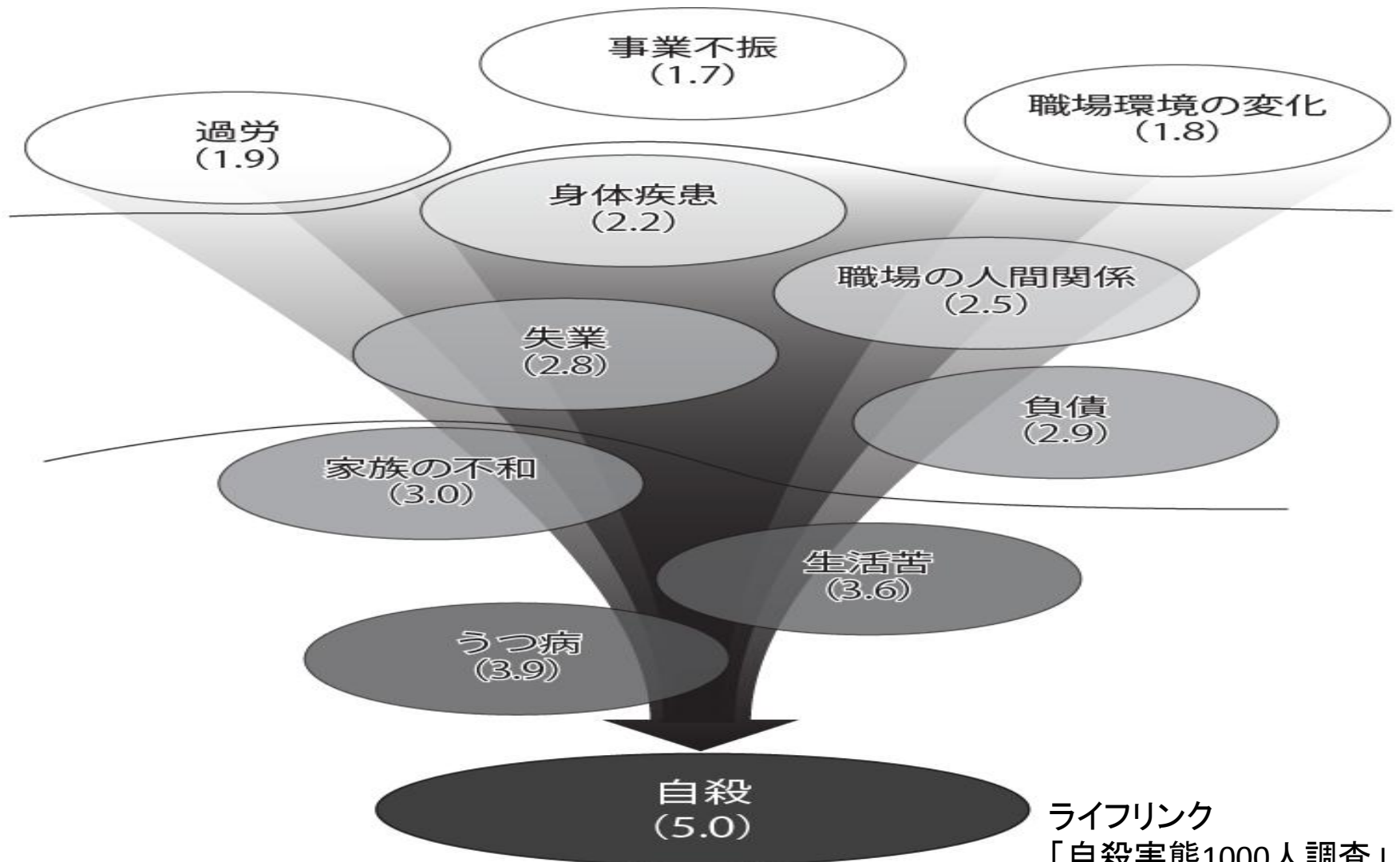


(資料出所) OECD Family database

自殺要因の連鎖図

生活困窮者は、複合的な問題を抱えているため、次第に地域との係わりから遠ざかり、孤立化していく傾向にあります。

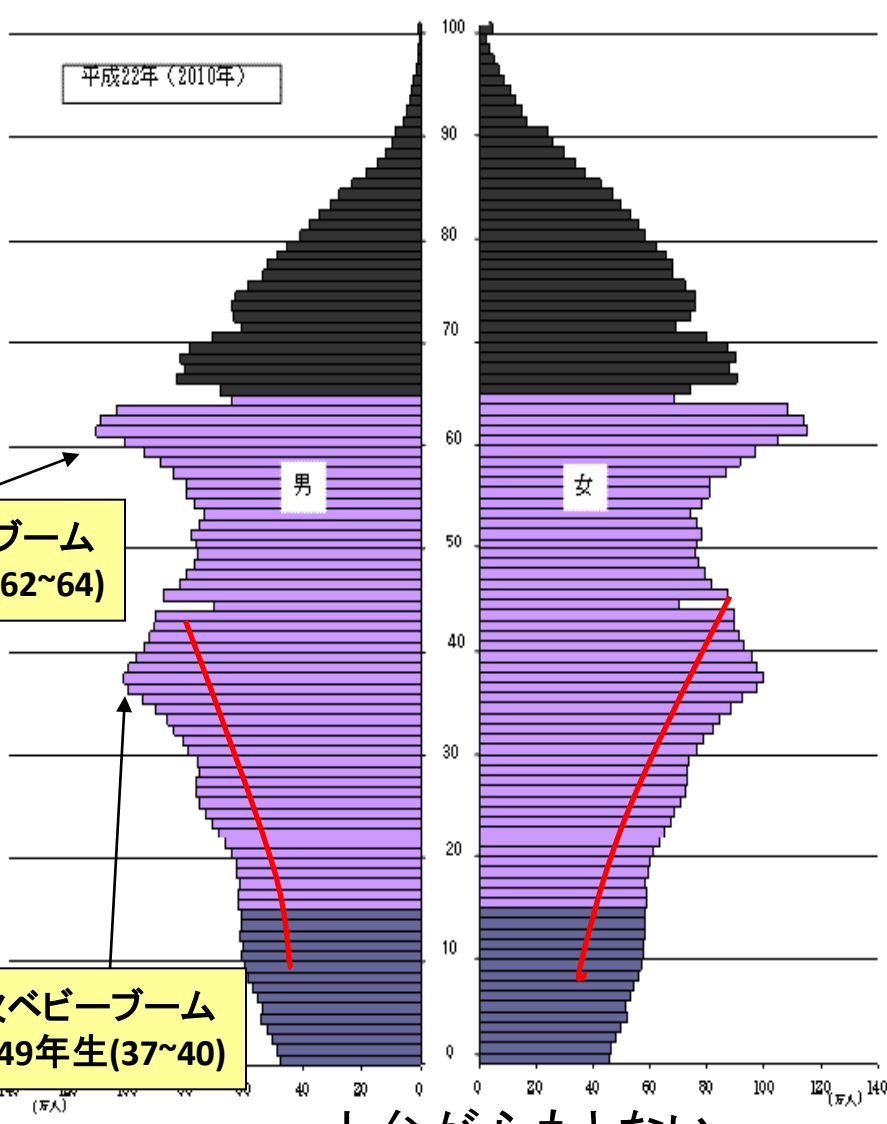
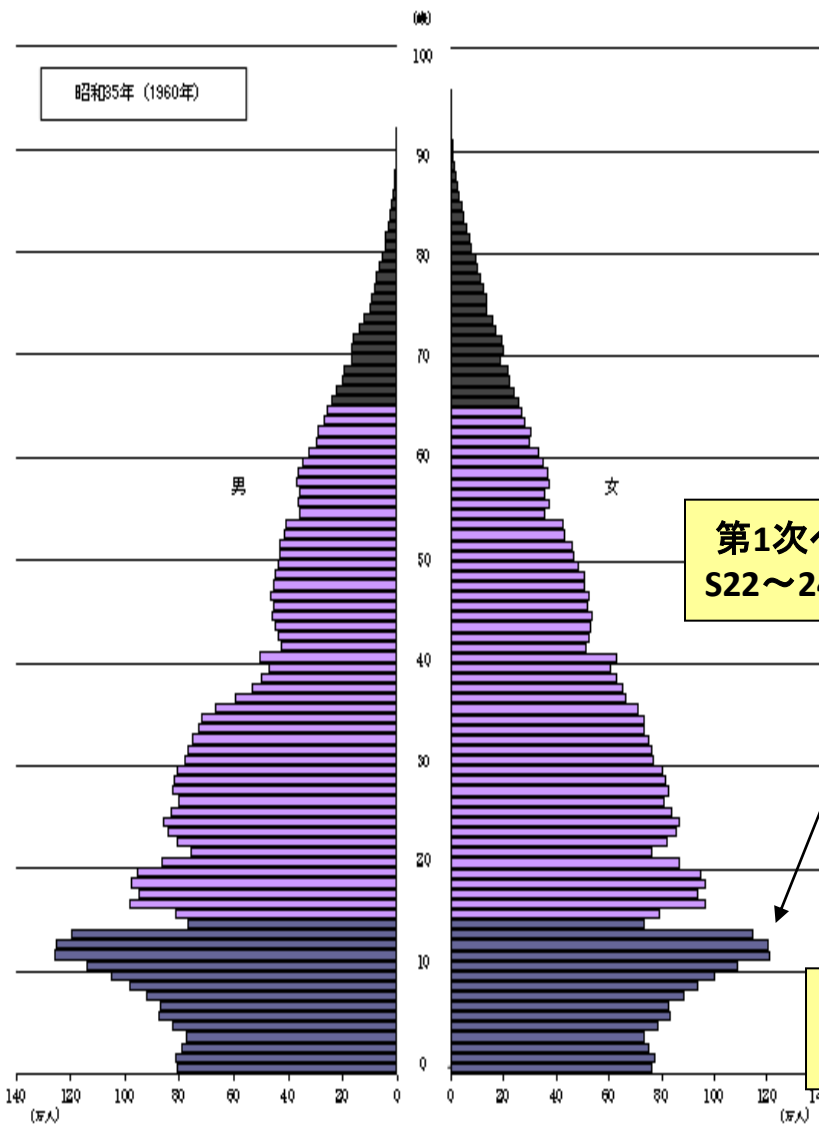
生活困窮と社会的孤立は表裏一体の傾向があるようです。



昭和35年(1960年)

50年後

平成22年(2010年)



第1次ベビーブーム
S22~24年生(62~64)

第2次ベビーブーム
S46~49年生(37~40)

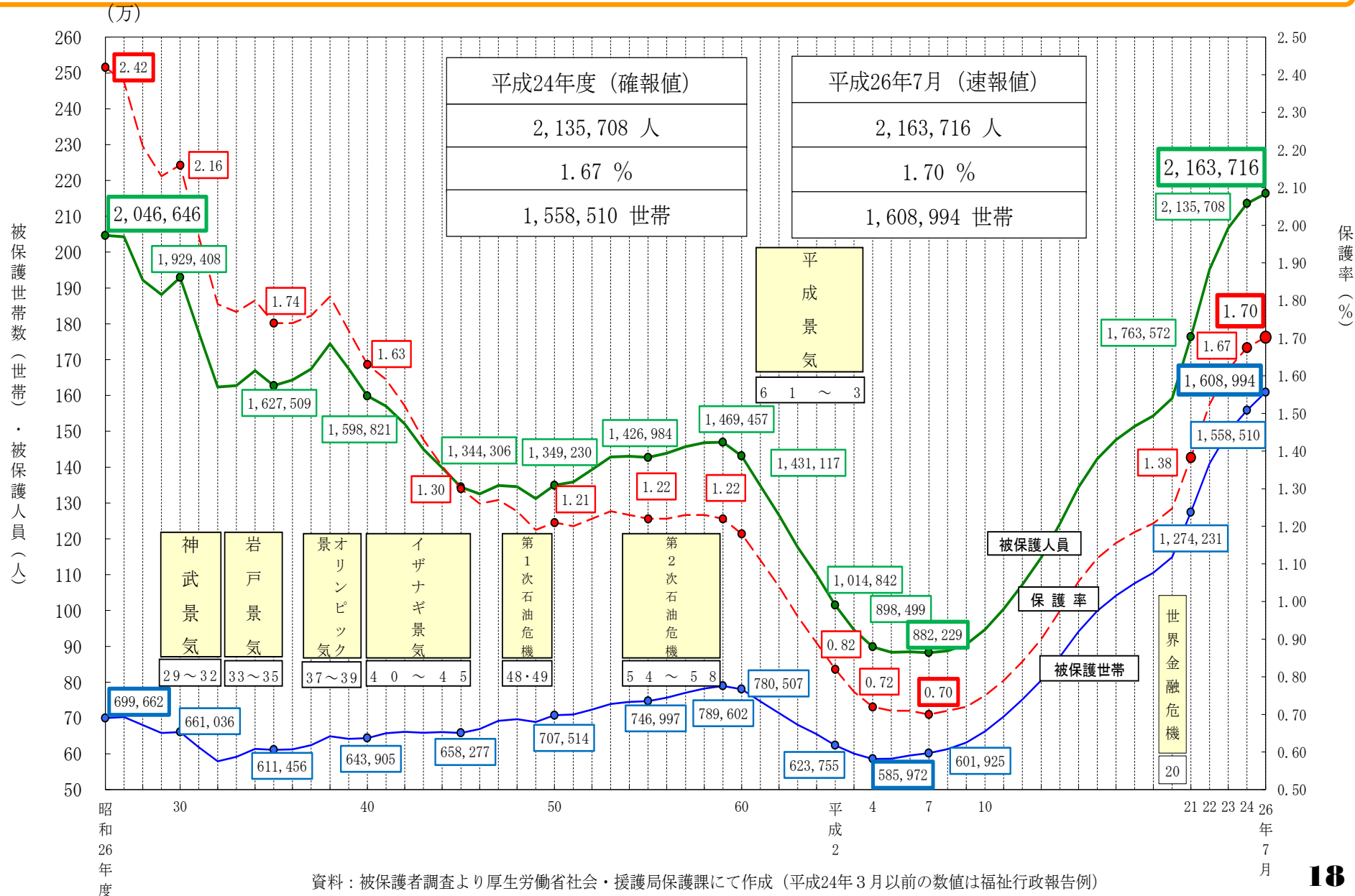
土台がしっかりしていた

土台が心もとない
不登校・高校中退・引きこもり・ニートで
更に、土台が細くなる。

生活困窮者を取り巻く現状

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成16年度

| | 被保護世帯 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病・障害者 世帯 | その他の 世帯 |
|----------|-------------|---------|--------|--------------|------------|
| 世帯数 | 997,149 | 465,680 | 87,478 | 349,844 | 94,148 |
| 構成割合 (%) | 100.0 | 46.7 | 8.8 | 35.1 | 9.4 |

資料：平成16年度福祉行政報告例

◆平成26年7月（概数）

| | 被保護世帯 総数 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 傷病・障害者 世帯 | その他の 世帯 |
|----------|-------------|---------|---------|--------------|------------|
| 世帯数 | 1,600,702 | 755,810 | 108,315 | 453,983 | 282,594 |
| 構成割合 (%) | 100.0 | 47.2 | 6.8 | 28.4 | 17.7 |

約3倍増

資料：被保護者調査（平成26年7月概数）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上的障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

・20～29歳：5.3%

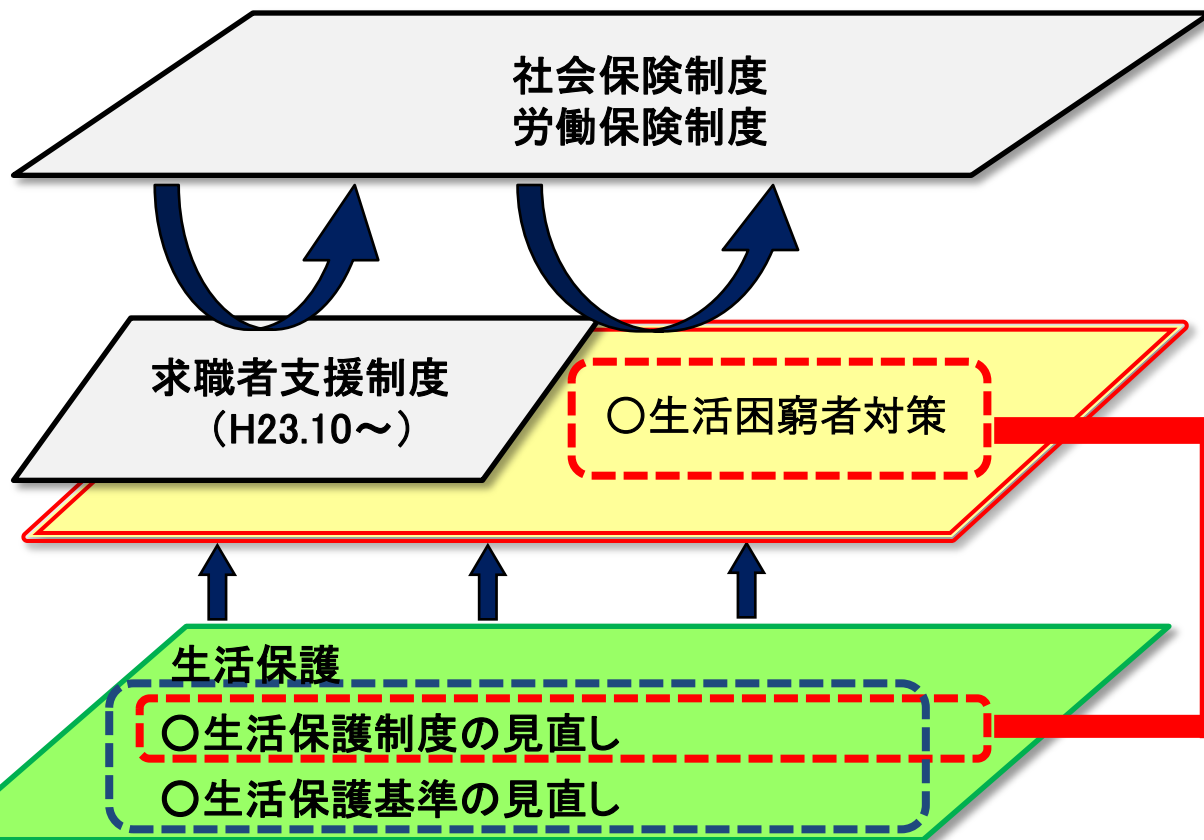
・50歳以上：53.5%

(平成23年)

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

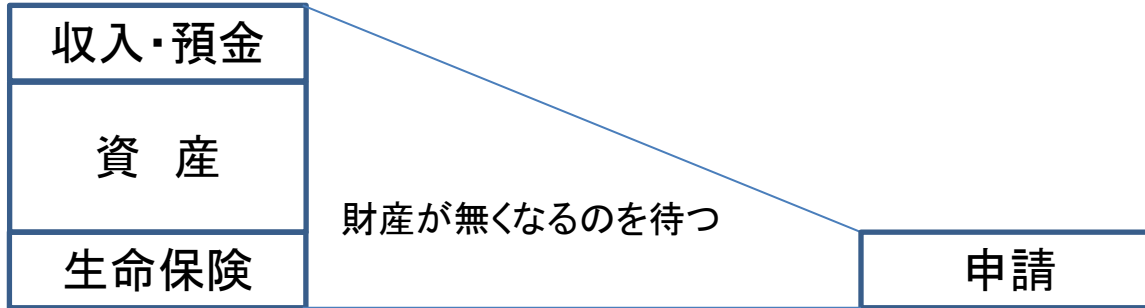
附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活保護の対象にならなかった人

福祉事務所

生活保護申請

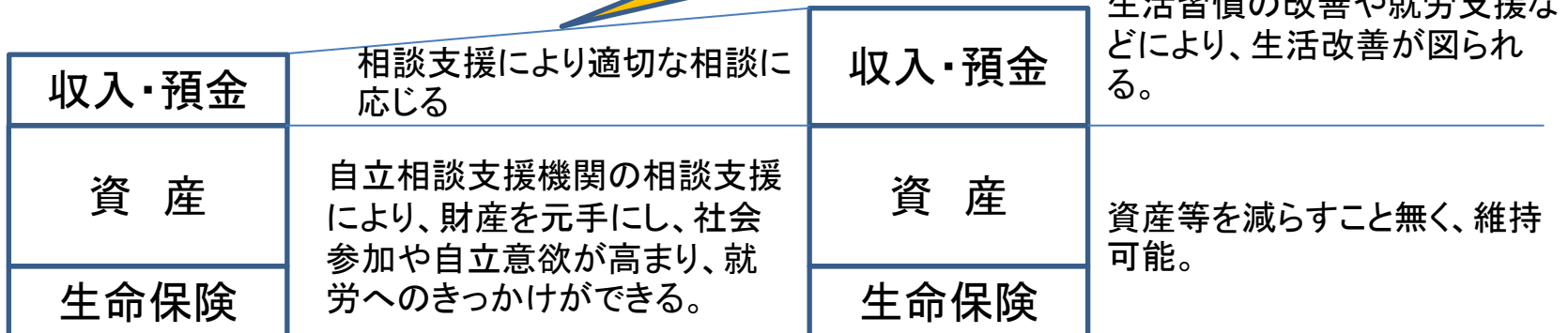


何も無くなるまで、何ら相談支援の手立てが無かった。生活保護になるまで、ただ待つだけ。

全部無くなったら
申請に来てください

○ヶ月

今まで、この支援が
欠けていた。



○ヶ月

地域包括支援を阻害しているもの

専門職は、制度上のみで関わっている。
制度の縦割りは、専門職がつくっている。

制度に位置づけられた専門職であっても、
ソーシャルワークという基礎的技術があれば、
必ず適切な専門職・機関につながるはず。



申請却下

生活保護申請

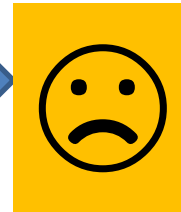
生活保護制度の対象にならなければ、
ケースワーカーは、一切関わらない。



申請却下

生活福祉資金

生活福祉資金の対象にならなかった。



孤立



制度がつながる。【制度の狭間をうめる】

自立相談支援事業

「生活保護の申請が却下になった方が、是非ご相談したいというので、そちらを紹介しました。」など、ケースワーカーや社協からつながることにより、よりよい課題解決策が見つかる。



生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援制度の理念

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3／4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2／3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1／2**

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度

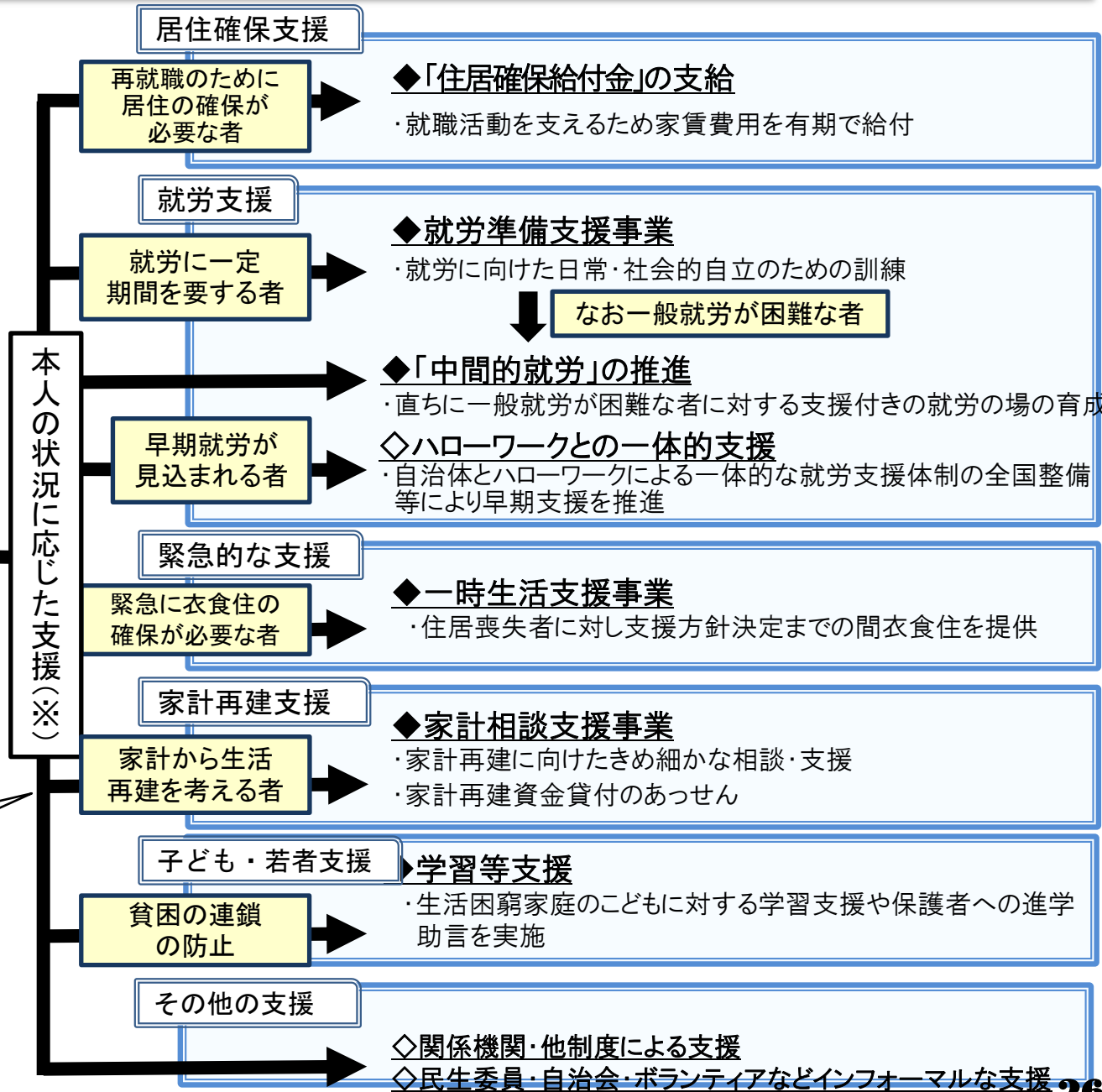
包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

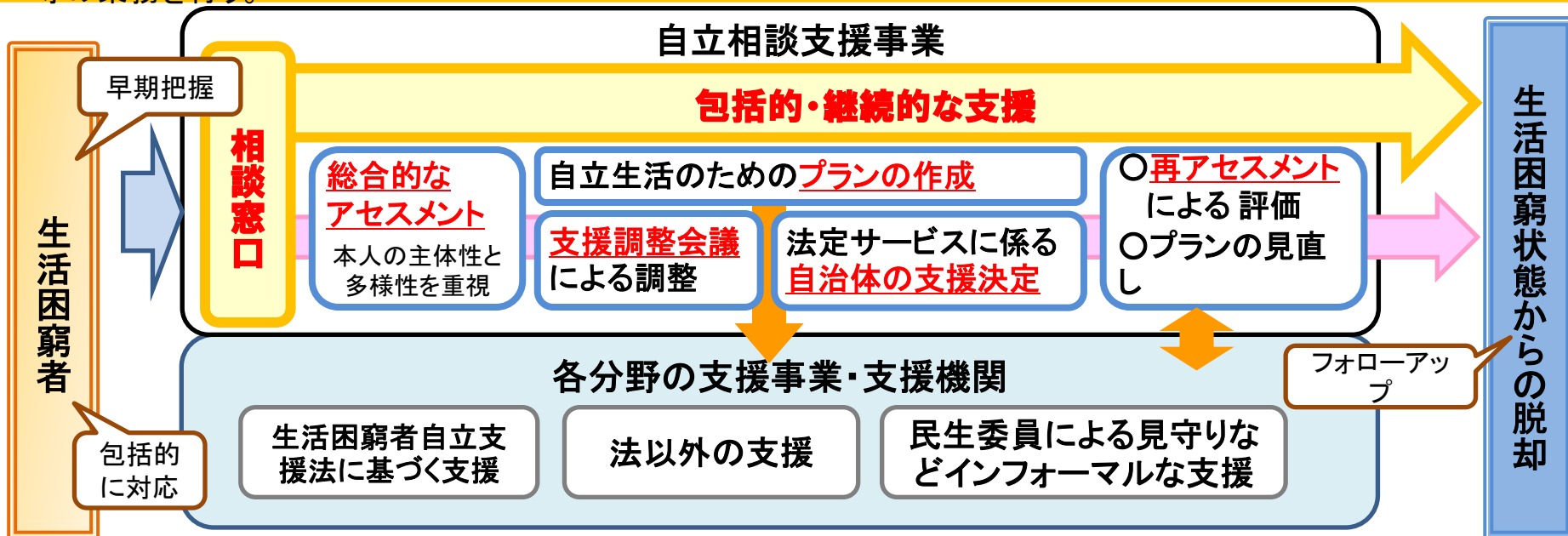
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討する予定。自立相談支援機関においても、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

| 職種 | 主な役割 |
|---------|--|
| 主任相談支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携 など |
| 相談支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など |
| 就労支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など |

対象者の考え方について

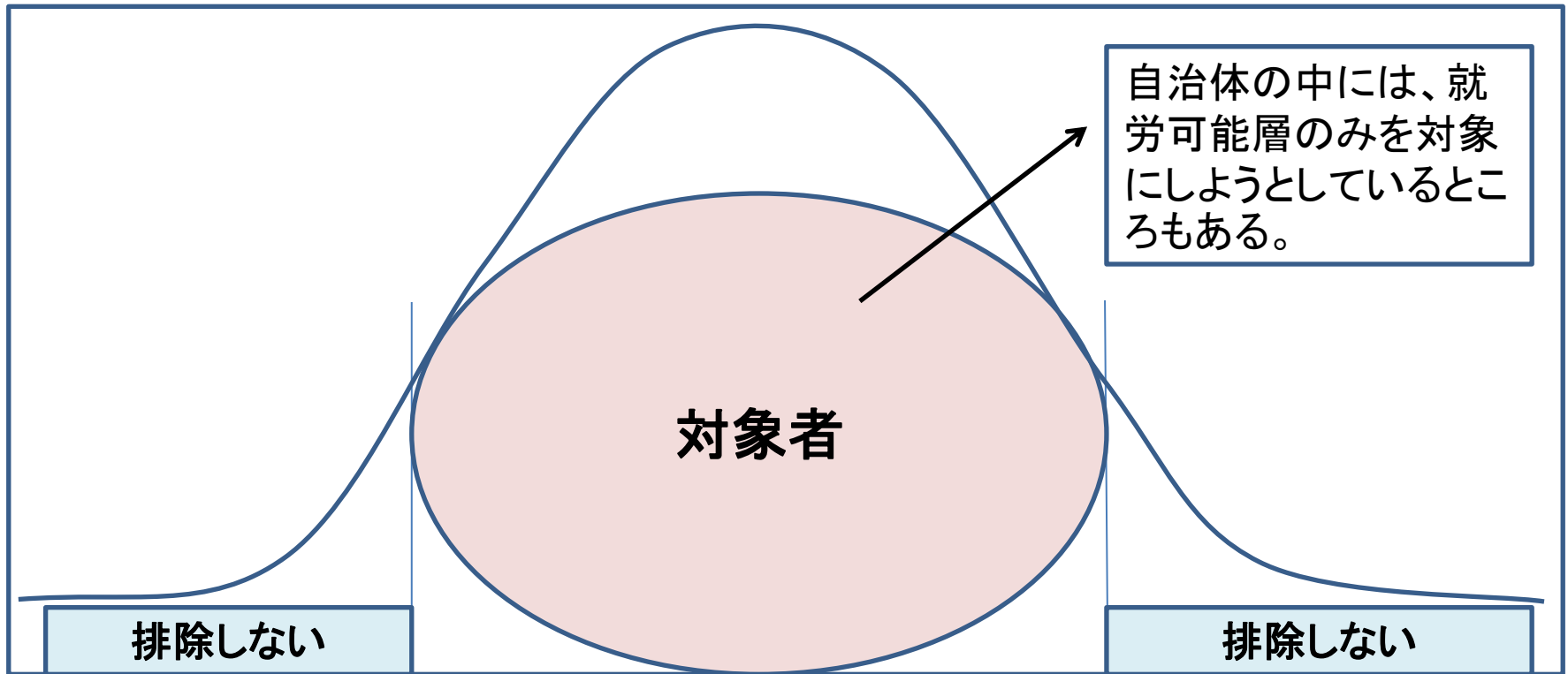
※ 平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1（抜粋）

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

（回答）

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）である。（※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。）
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。（※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。）
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。
この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。
- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示していきたいと考えている。

制度の狭間に陥らないよう、幅広く対応する



自立相談支援事業を取り入れた背景には、「制度と制度をつなぐ」、「制度の狭間を埋める」ため、幅広く受け止め、相談に応じることが重要。

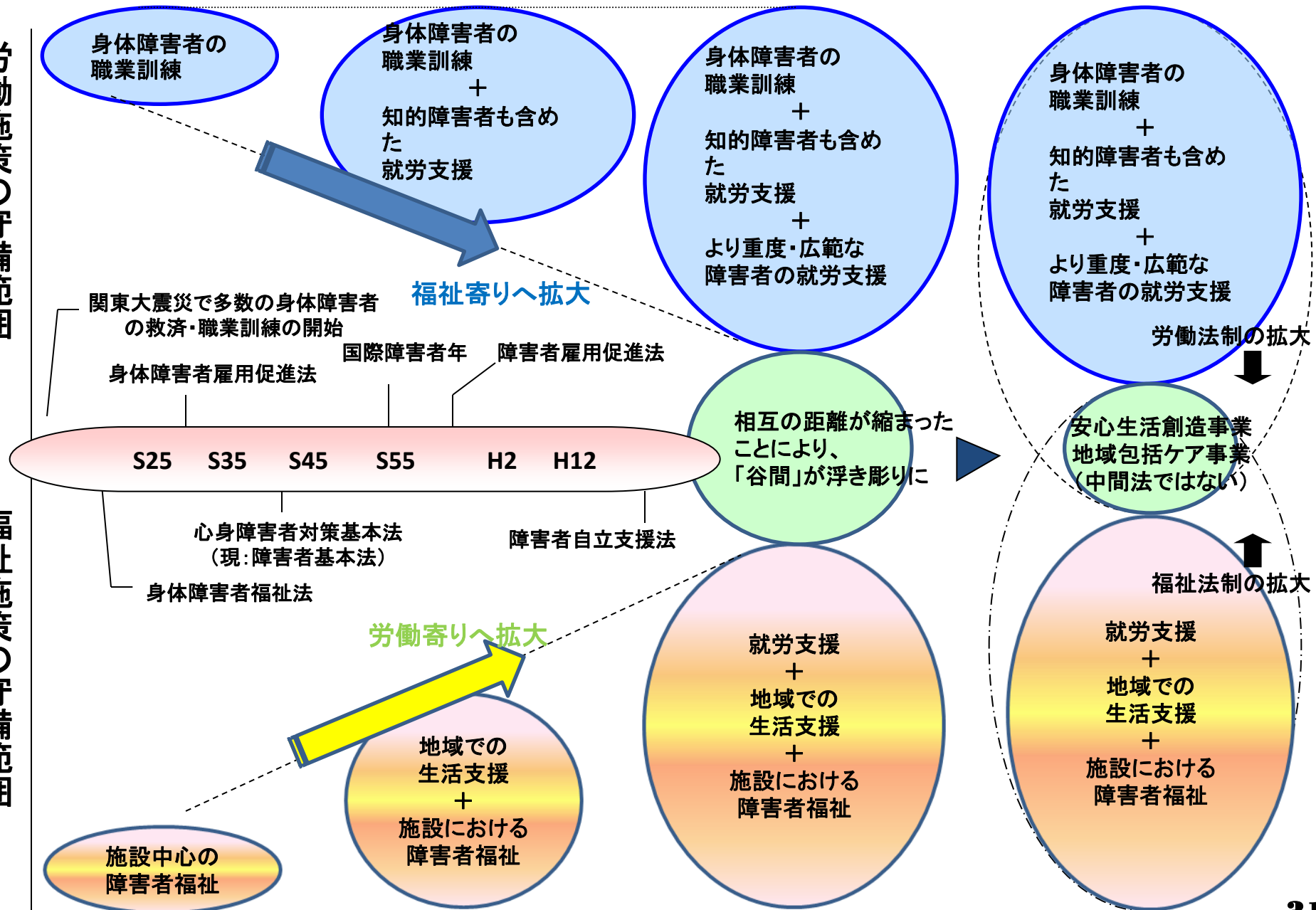
今まで、どこに相談しても、話を聞いてもらえなかった方々が、やっと困っていたことを聞いてもらえることになる。

適切な機関につながることになる。または、新たな社会資源の構築につながる。

歴史的変遷から徐々に浮き出る「谷間」の存在(障がい者)

労働施策の守備範囲

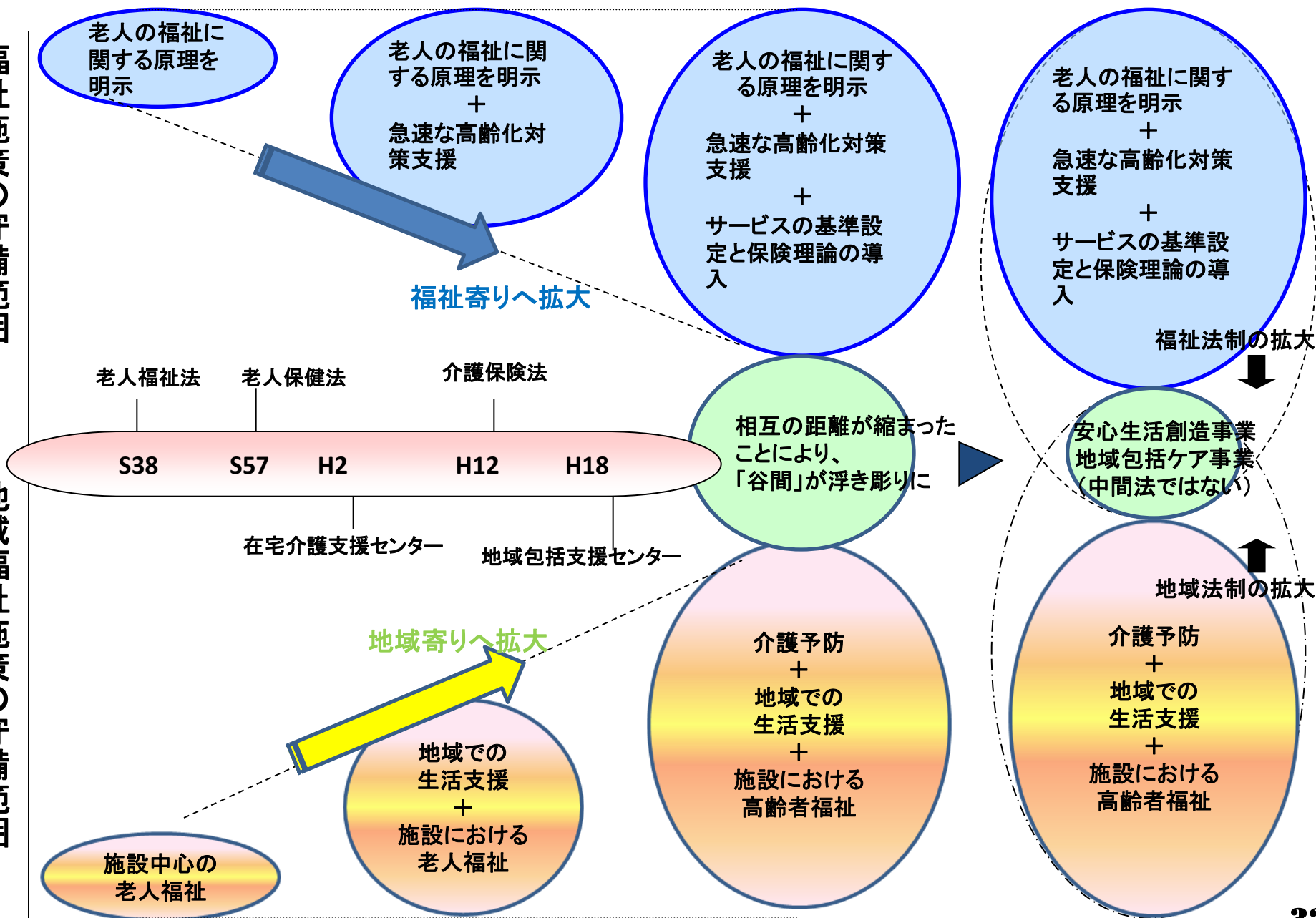
福祉施策の守備範囲



歴史的変遷から徐々に浮き出る「谷間」の存在(高齢者)

福祉施策の守備範囲

地域福祉施策の守備範囲



皆が参加し、活躍する地域をつくる小規模自治体の取組

多くの生活困窮者の背景にある社会的孤立の問題について、人間関係が希薄化した都市部だけの課題としてとらえるのは誤り。地方の小規模自治体においても、これまで見落とされてきた課題への着目が必要。

取組事例(秋田県藤里町)

- 秋田県の最北端に位置する藤里町は人口3,694人(平成26年4月現在)。
- 平成20年から町社会福祉協議会が徹底した個別訪問調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもり113人を確認。
- これは、当時の同年代の人口1,293人のうち、約8.7%に相当。

地域に埋もれる力を活かす「参加と活躍の場づくり」を構想

就労支援等施設「こみっと」を開設(平成22年)

ひきこもり・不就労・障害者等の社会復帰のための取組を推進

- ◆ 情報提供を主目的としたアウトリーチ(戸別訪問)
- ◆ ハローワークへの同行や金銭管理支援等を含む、徹底した伴走型相談支援
- ◆ お食事処の運営と、町の特産品「白神まいたけキッシュ」の製造販売
- ◆ 地域貢献活動としてシルバーバンクと一体的に行う「こみっとバンク」*

* ひきこもりや不就労者、在宅の精神障害者等から参加登録を募り、段階的にそれぞれの得意分野での能力を生かして働き、地域のために役立ててもらおうというもの

- ◆ 求職者支援事業及び地域と連携した独自の訓練カリキュラム事業
- ◆ その他、生活困難者の力を地域づくりに活かすシステムづくり事業



地域に埋もれる若い力。彼らが「法的に支援が必要な人」になるまで待つか、「地域を支える人」に挑戦できる場所と機会を提供するのか。藤里町社協は、「その後者を選択しただけ」と言います。

- 4年間の事業の実施で、既に60人以上がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしている。そして、地域活性化の大きな推進役として、地域の期待を浴びている。
- 更なる人口減に直面する地方こそ、地域に埋もれている若い力を活かすシステムとして、新制度を活用できるのではないか。

見落とされてきたのは、元気だと思われている人

人口の少ない町村の盲点

事例(秋田県旧皆瀬村 [現湯沢市])

- 秋田県の最南端に位置する旧皆瀬村は人口2,842人(平成17年3月現在)。
- 平成17年3月22日に旧湯沢市、雄勝町、稲川町と合併して新湯沢市に。

【制度上の支援にある者】

介護保険、障がい福祉
サービス等の制度で
支援を受けている人

地域包括支援センター
・障害者相談支援事業所 等

- 定期的な訪問や見守り、買い物や話し相手などが必要な人(宅配、移動販売、除雪等)
- 生活に困窮している人。今までどこに相談に行っても、相談に乗ってもらえなかった人。ニート、引きこもり、中退者等

139人

一步踏み込んだ声かけ
が、新たな把握に結びつく

制度の狭間 17人

安心生活創造事業の対象者

【制度の谷間にある者】

- ふれあい安心電話や一人暮らしの会、自立型デイサービス、サロンなどに参加し、地域の見守り環境が整っている人

一人暮らし高齢者や
高齢者のみの世帯

隣近所、町内会、老人クラブ、ふれあい安心電話協力員などの地域活動で交流のある人

116世帯

【地域で支えられている者】

- 過疎地域は、全てが把握されていると思われがち！しかし、それは、「介護保険などの制度の対象者になるのでは」という「一本釣り」方式で見られた対象者であり、実は、もう少し入り込んでみたら、いろいろなことで不便していることが分かった。「底引き網」方式が必要！

住居確保給付金について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➤ 支給要件（東京23区の場合）

①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下

②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下

③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数 154,493件（平成21年10月～平成26年3月実績）

◆ 常用就職（※）率 平成25年度実績：75.4%（平成21年10月～平成26年3月の累計実績：44.7%）

（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

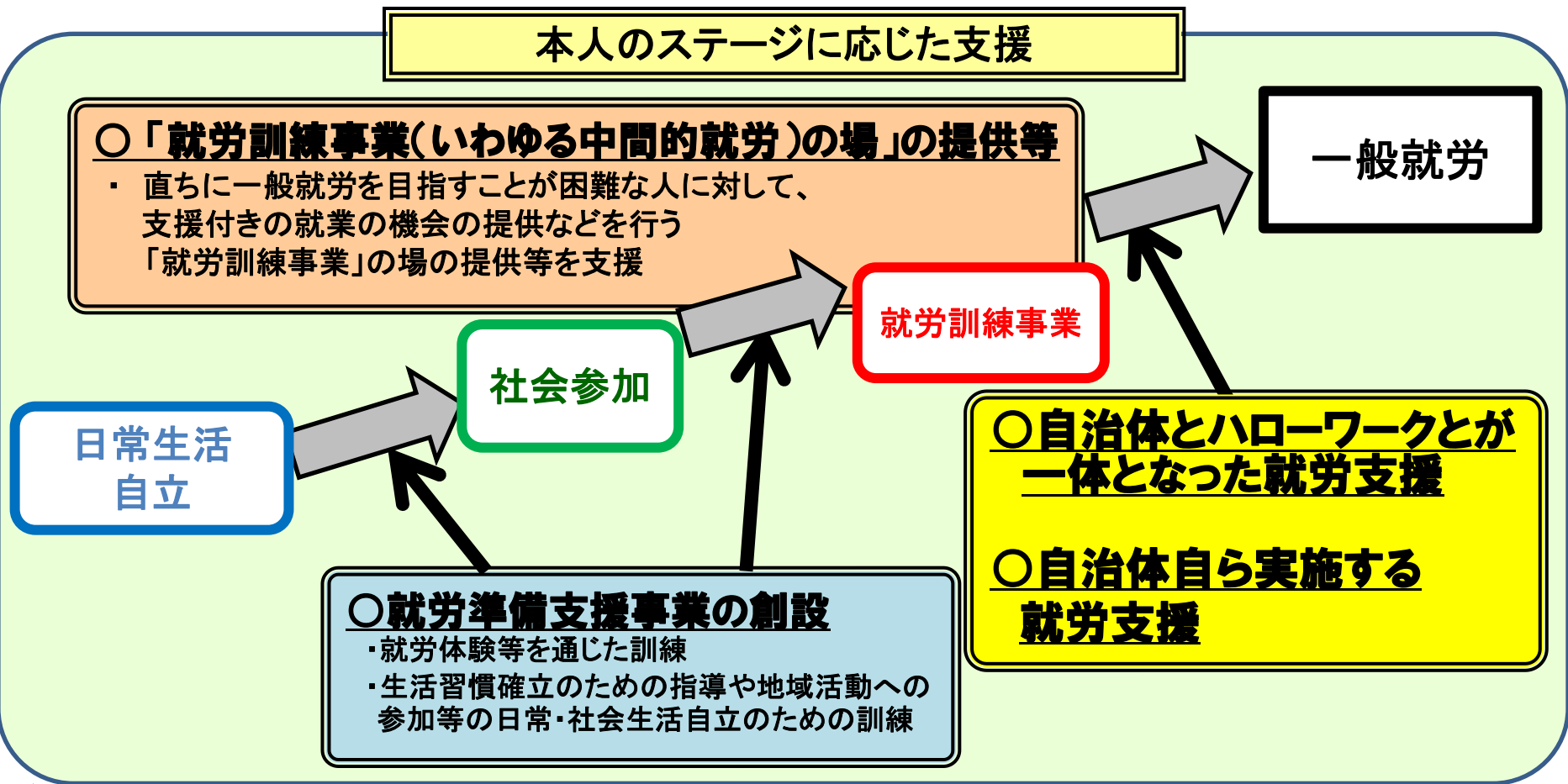


期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

| 対象者の状態 | 支援主体・事業 | 支援内容 |
|---|--|---|
| 1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者 | ハローワークの一般職業紹介 | 一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。 |
| 2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者 | 生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援 | (ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等 |
| 3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者 | 自立相談支援事業の就労支援員 | 福祉面での支援とともに、担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等 |
| 4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者 | 就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る(就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定) | 就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施 |
| 5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者 | 就労訓練事業(中間的就労) | 支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。 |

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労準備支援事業について

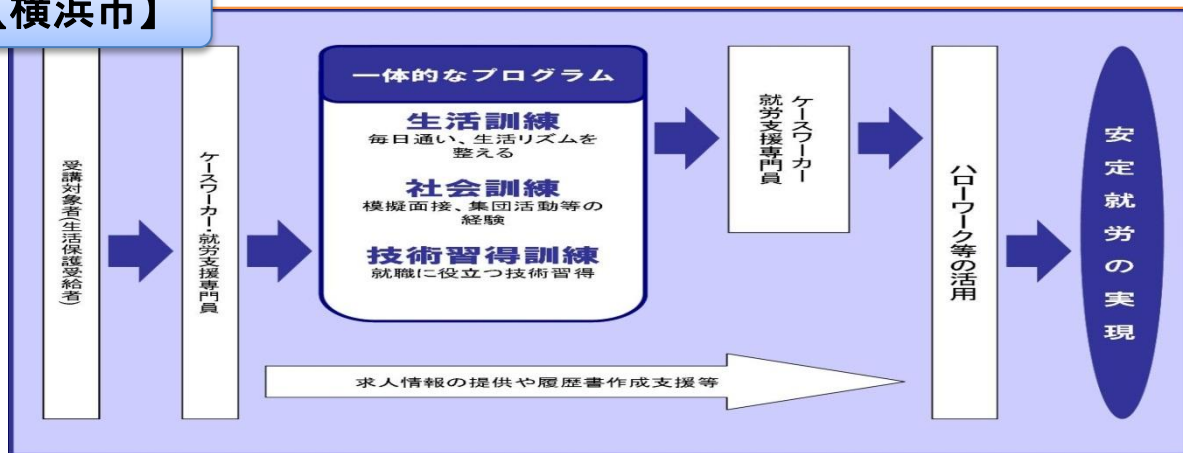
新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

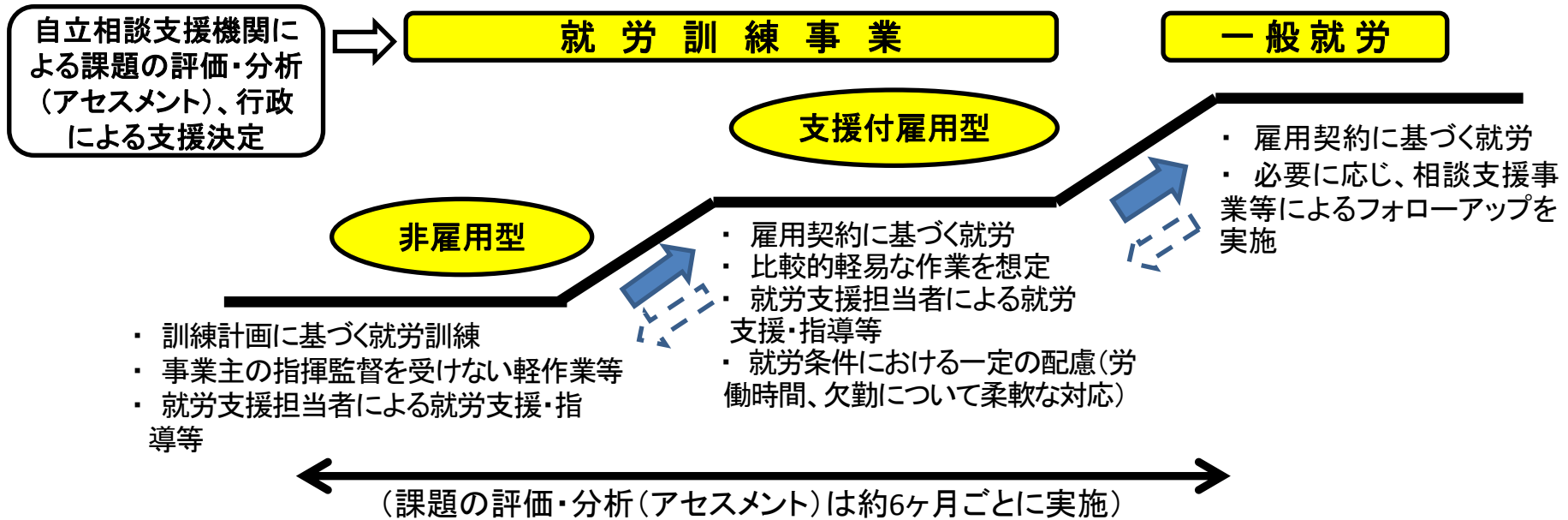
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

就労支援は先ずは 社会福祉法人から

全国どこも、働き場がなくて困っています。
企業は、利益が最優先されますので、そんなに簡単に採用や企業進出は望めません。

先ずは、社会福祉法人が、地域の特性・特徴をキャッチし、社会貢献として、社会福祉事業と雇用と地域づくりを工夫しませんか。 → そこから、地域の雇用が創出される宝を作り出せます。

まずは、社会福祉法人の社会貢献

ニート、ひきこもりの若者が、障害者支援をとおして農業に挑戦、働く意欲と楽しさを体験

空き家をグループホーム



農業



- 限界集落地**の空き家を活用し、グループホームとして障害者支援を新たに開始。
- 更に、耕作放棄地の田んぼや畑を、地域に残っている高齢者等から指導を受けることで、介護予防効果も。
- 高齢者を、グループホームの支援員として雇用することで、高齢者の年金+収入になる。
- 将来的に、若者が支援員として採用になることにより、雇用の拡大と貧困対策に貢献。
- 若者同士が結婚し、地域活性化に貢献

- ★地元の福祉施設の給食賄い材料として納品する。
- ★福祉施設も、市場価格より安い賄い材料費なので、経営にもよい。

- 限界集落**に賑わいが復活
- 田んぼや畑が復活
- 地域の消費が発生する



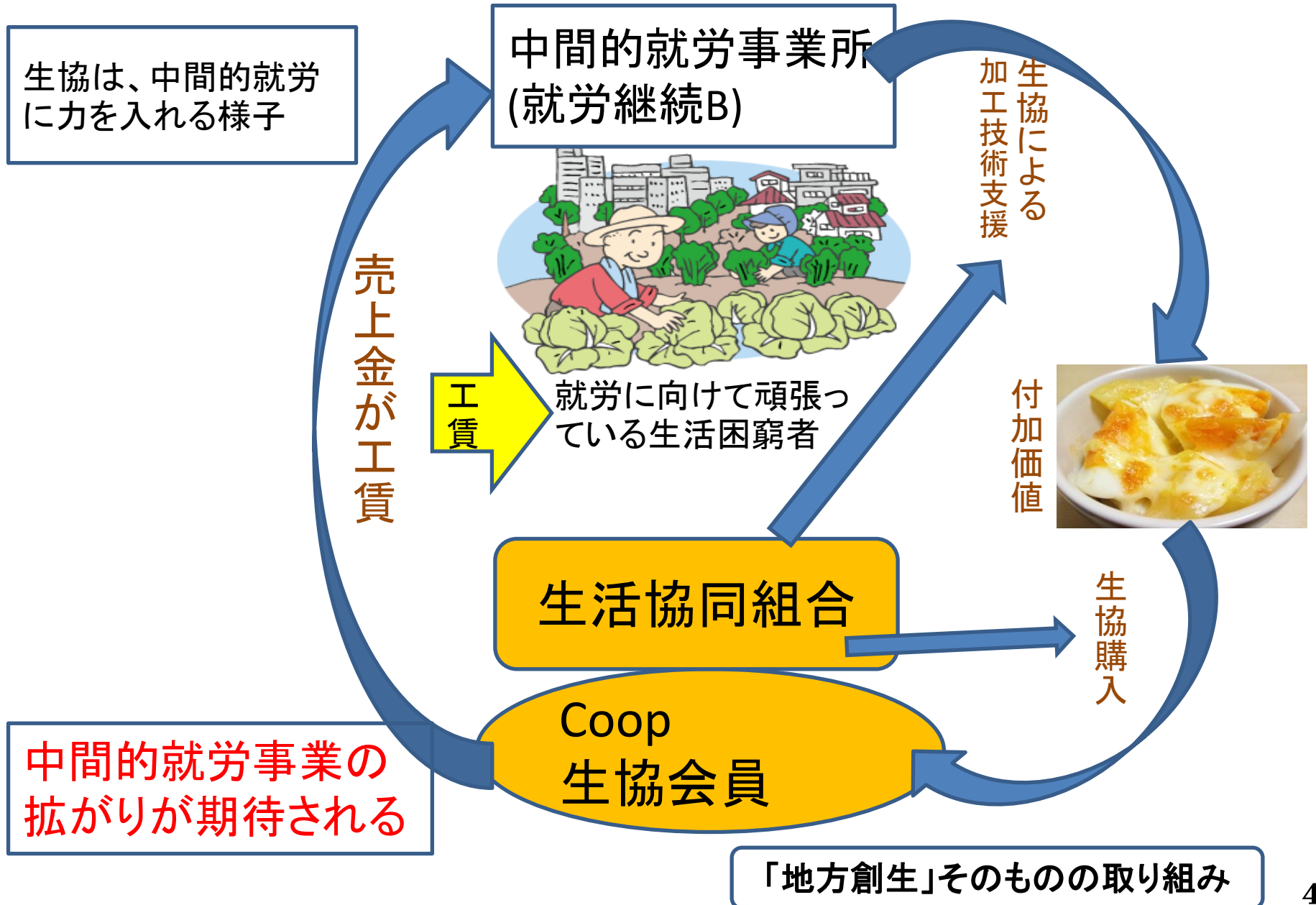
納品



賃金

「地方創生」そのものの取り組み

生活協同組合の社会貢献策として期待されること



一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金 [住まい対策拡充等支援事業分] による平成26年度までの事業)

➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則3か月以内

◆ 実施自治体数 (H25.3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。○ 施設型・全国で2自治体5施設(定員1,514人) ○ 借上型・全国で54自治体151施設(定員1,238人)

期待される効果

- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
 - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援のイメージ

相談者自身が課題が見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整
(給付・減免等の利用、貸付のあっせん、債務整理へのつなぎ)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納支援ツールの紹介等

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国130自治体で実施（平成25年度）

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等

【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。

県内17カ所で週1～3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。

【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。

【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。

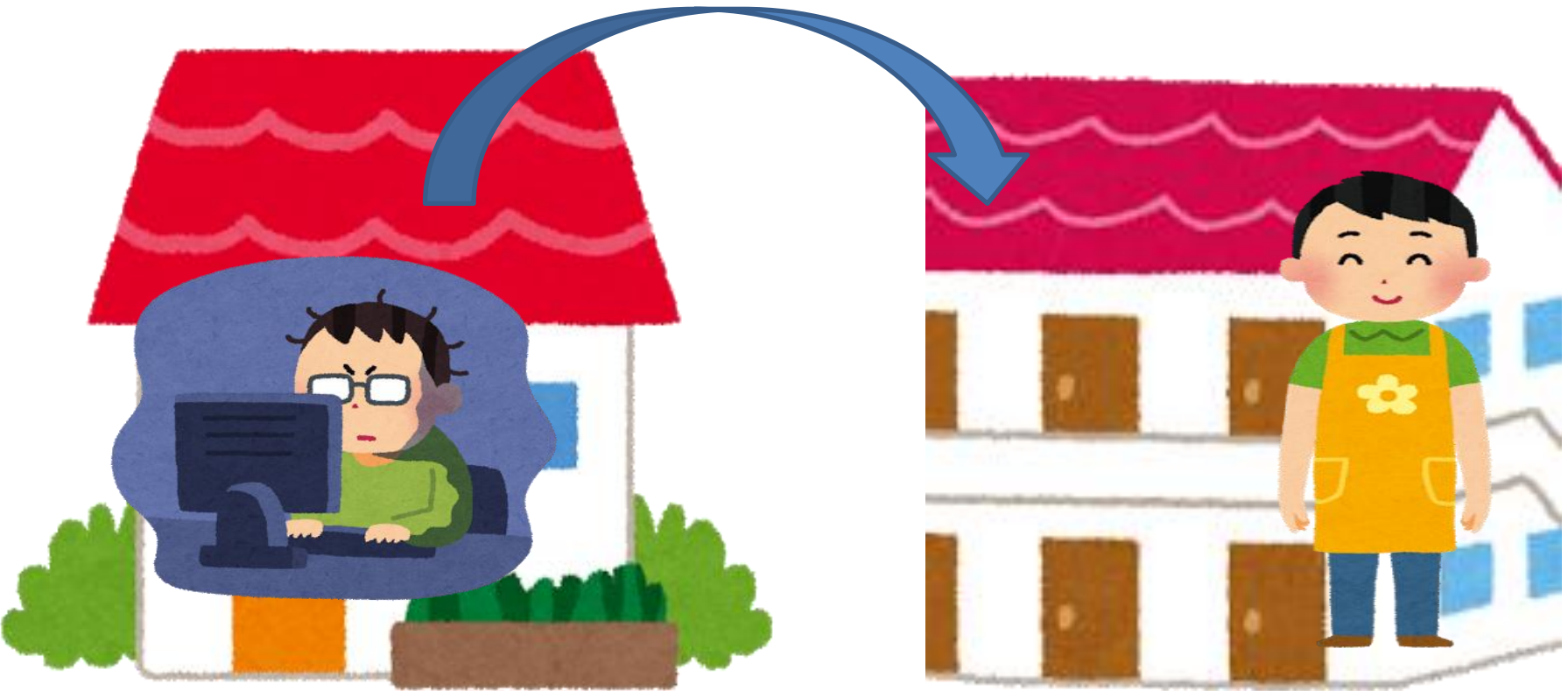
民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

居場所・サロンが社会性の場づくり



例えば、16歳(高校中退)から2年間引きこもっていた人が、18歳で、NPOが行っている居場所に出るようになり、2年後には、後から利用するようになった方に、コーヒーなどを出す役割にまわり、話しかけるようになる。支援される側から、支援する側になる。更に、本人の希望によっては、学び直しの場にもなる。

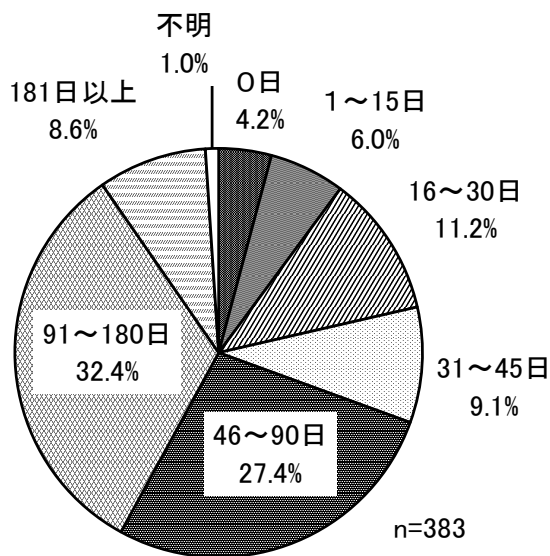
就労に向かうきっかけができれば始める

モデル事業の実施状況について

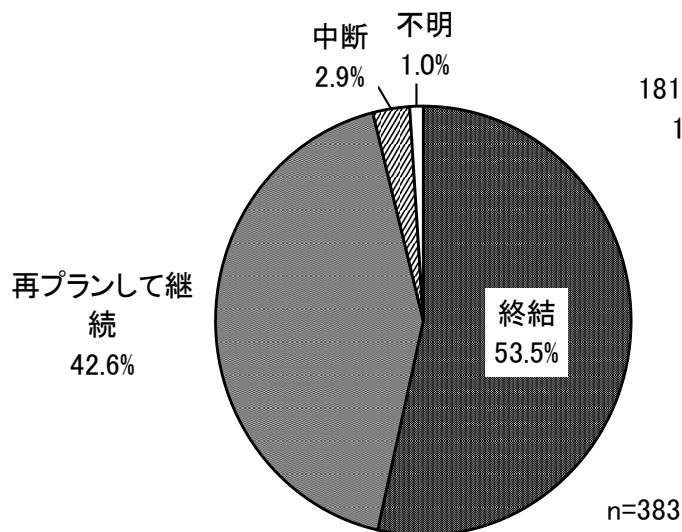
5 支援により見られた変化

- 調査期間中に評価を実施した383件のうち、支援決定・確認から評価実施までの期間分布では「91～180日」が32.4%が最も多い。プラン評価の結果、初回プランで「終結」は53.5%、「再プランして継続」は42.6%、「終結」の場合の相談受付から評価実施「終結」までの期間分布は「91～180日」が最も多くなっている。
- 評価を実施したケースについては、「変化あり」が95.6%となっており、「就労開始（一般就労）」が34.7%、「自立意欲の向上・改善」が30.5%、「就職活動開始」が19.1%、「社会参加機会の増加」が16.7%などとなっている。

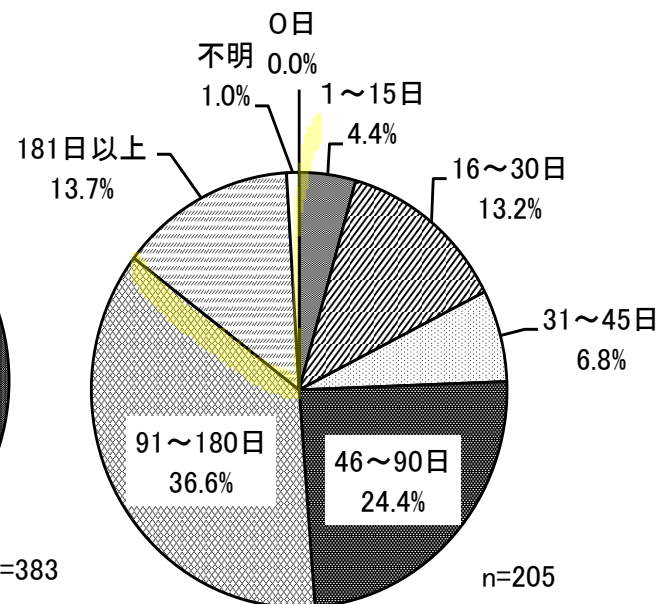
(1) 支援決定・確認から評価実施までの期間の分布（初回プランのみ）



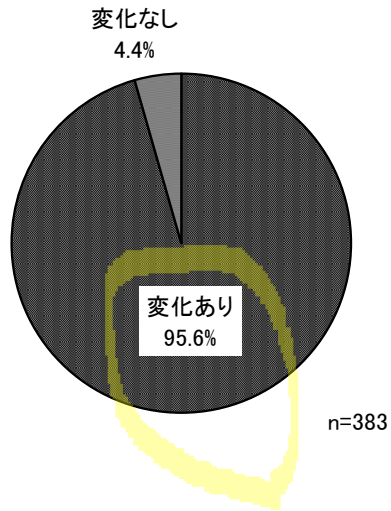
(2) プラン評価の結果（初回プランのみ）



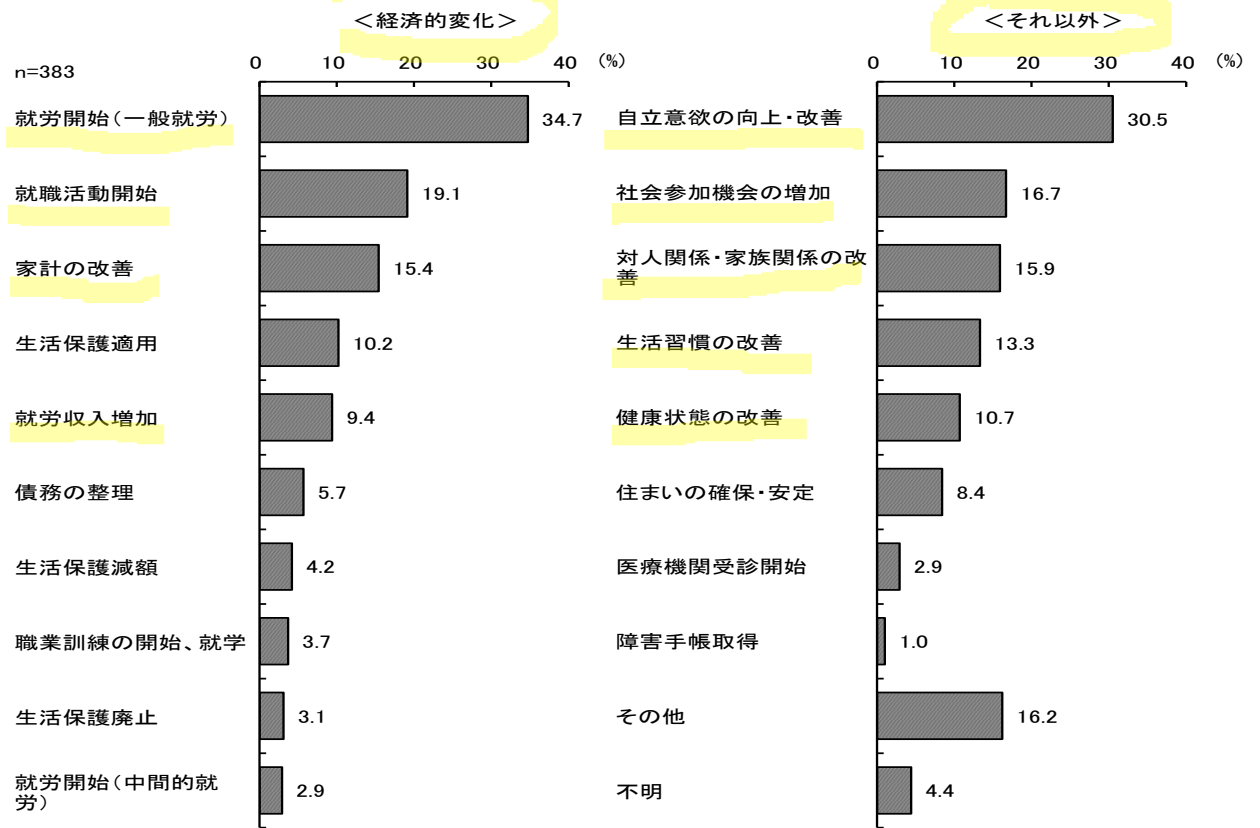
(3) 相談受付から評価実施「終結」までの期間の分布（初回プランのみ）



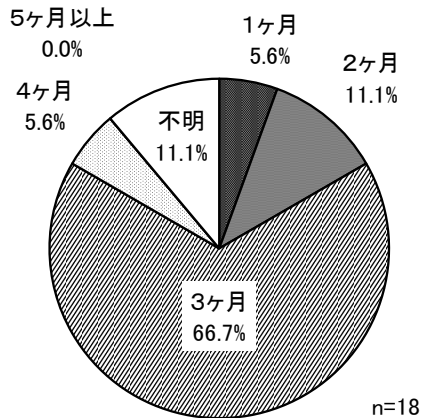
(4) 変化が見られたケース数
(初回プランのみ)



(5) 変化の内容 (経済的変化/それ以外) (初回プランのみ)



(6) 住宅支援給付金利用期間
(初回プランのみ)



平均 : 2.81ヶ月

課 題

1. 記録が不十分。
2. プラン無しで、その場の思いで支援が先行している傾向がうかがわれる。(熱い思いはわかるが)
3. 申込みや同意がなかなか得られない。「相談者が理解できない。」「やる気が無いなら、やめてもらいたい。」→相談が上手くいかないことを相手のせいにする。(言語化が不得手)
4. アセスメントが不十分(慣れていない)
5. アセスメントから導き出される背景や生育歴・家族歴などの分析や状況確認が不十分(ケース会議手法が不十分)
6. 自立相談支援機関の人材育成が極めて重要であるが、十分ではない。(意識が低い)

気づいていたけど！

相談支援体制を語るときにとても重要なこと： 人材(専門職)育成

社会福祉士・精神保健福祉士
介護支援専門員・相談支援専門員
生活保護ケースワーカー・家庭相談員

≠

ソーシャルワークできる人

ソーシャルワーク技術を身につけている人はかなり少ない

ソーシャルワークという技術を身につけていない人

=

自信が欠如
(CLの悪口で自己肯定／仲間広がる)

ソーシャルワークという技術を身につけている人

=

実践としての実証実績があり、
実践を言語化できる人

「資格をゴールとしている人」と「資格をスタート」としている人の違い

資格取得者は多いものの、人材を育成しようとする取り組み(システム)が区々。
それぞれの地域で、「あの法人は」といわれる法人は、人材育成に長けている。=サービスの質(評価も高い)

加えて

職場におけるOJTが不十分→OJTが重要だと言い続けていても、人材育成が重要であるという認識が不十分。だから、未だに(検討会や研修会で)質が指摘される。

ソーシャルワークと地域包括支援ネットワーク

- ソーシャルワークの技術だけで、相談支援対象者の課題が解決することはほとんどない。
- ソーシャルワークと地域づくりは、一体のものであることが浸透していない。

I. 改革の必要性(省略) II. 改革の理念(省略)

III. 改革の具体的内容

1. 社会福祉事業の推進

(2) 社会福祉法人

(1) 役割、意義

～ 中 略 ～

○このようなことから、社会福祉事業の中には、一般事業者が大幅に参入することが見込まれない領域もあり、また、公共性の高い非営利の事業者によるサービス提供への期待があることやボランティアの参入が得やすいことなどから、社会福祉法人がサービスの提供において中心的な役割を果たしていく必要がある。

(2) 経営

～ 中 略 ～

○社会福祉法人の経営規模は、一法人一施設のように零細の場合が多い。一法人一施設では、経営基盤が脆弱であり、人事管理上も問題があるので、法人の経営規模の拡大を可能とする方策をとる必要がある。

○社会福祉法人の自立性を高めることにより、社会福祉事業の拡大や公益事業、収益事業なども含めた多角的な事業の積極的な展開を可能とする必要がある。

2. 質と効率性の確保

(2) 効率性

○行政側にも事業者を効率的な経営主体として育成しようとする取組がかけている。

○今後は、効率性を向上させようとする事業者の意欲が高められ、かつ、そのための努力が報われるような条件整備をしていく必要がある。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、(中略)
指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

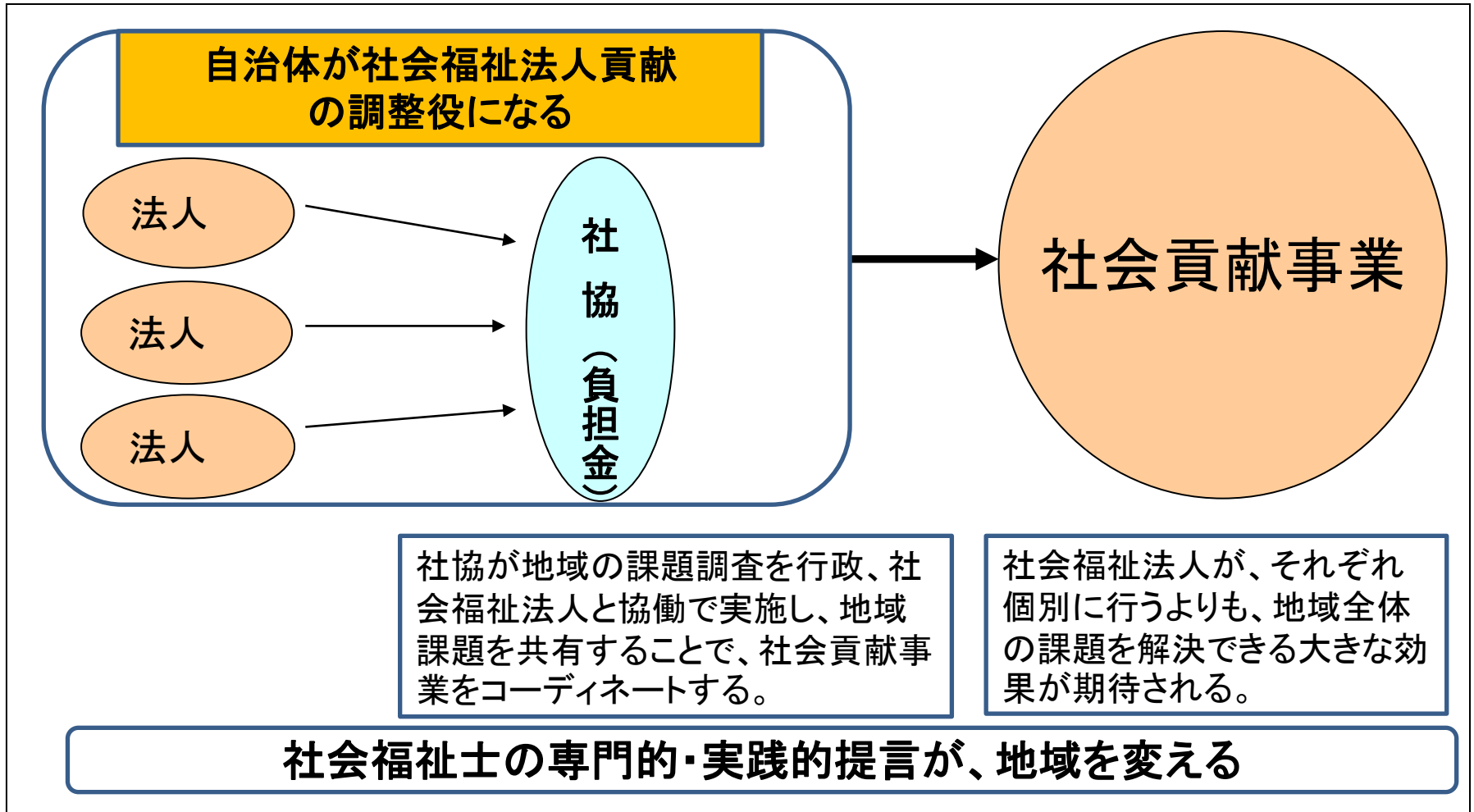
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

社会福祉協議会は、他の社会福祉事業を目的に設立された社会福祉法人と同様に、社協だけで事業を企画し、社協だけでその事業を行うという法人ではありません。

介護保険などの制度における法定サービス以外の、市内における様々な福祉的課題や問題を、市内の会員(市民)や社会福祉法人、NPO法人、各種団体等により調査を行い、それを分析し、この方々と協働して課題の解決に向けた公益的な事業を企画実施し、調整を図るのが本来の位置づけです。**(地域課題の解決策を「言語化する」)**

生活困窮者の自立相談支援事業も、社協だけでやろうとすると、地域づくりの効果を失います。**【行政と一体的に行っていくことこそ、地域福祉が充実する。＝補助金と一体的】**

社会福祉法人の共同型社会貢献の例



市内で、雪下ろしで困っている高齢者や障がい者、一人親世帯等の生活困窮者などに、十分に予算化できない部分を、社会福祉法人の社会貢献事業でカバーする。など、など
市内の共通した地域課題を共有することにより、非営利で非課税の法人の理念と存在が明らかになる。
行政と協働することが、地域福祉の充実を更に充実させ、社会貢献につながる。

新たな生活困窮者対策における ソーシャルワークと地域支援体制づくり

- 生活困窮者の支援は、ソーシャルワークの技術を本領発揮できるものであるだけに、支援の質の格差が見えてくる。
- さらに、地域の支援体制づくりまで求められるので、自治体の地域福祉に対する姿勢が評価される。

この制度に、なぜ主任相談支援員を置くことにしたのか。

本来、ソーシャルワークの技術をもって相談支援を行う場合、必ずや、地域支援体制づくりを行うもの。それが、今までの制度にはなかったこと。それを行う職種を位置づけた。スーパーバイザーの任務。

1. 生活困窮者支援は地域福祉のフィールドで《地域包括支援体制の基盤》

地域福祉のフィールドの対象者は様々です。最も重要なことは

- ①行政が、責任を持って地域福祉に取り組むビジョンをもつこと。しかし、行政には限界がある
- ②地域福祉は、そこに住んでいる住民そのものの福祉の充実を左右するもの
- ③同様に、ソーシャルワーカーの支援の質も左右されるもの。
- ④従って、地域住民も含めた、関係機関、団体等との地域づくりと支援ネットワークづくりに取り組む
- ⑤地域の支援ネットワークが、制度ごとに構築されており、専門職も制度ごとに支援している。制度横断的なネットワークを構築することで、共通した地域づくりが可能になる。

地域福祉計画
(行政計画)

地域福祉活動計画
(社会福祉協議会)

2. 地域福祉計画にしっかりと位置づけ、地域の支え合いを構築

今までの地域福祉計画には、「生活困窮者」と「消費者被害」は盛り込まれていなかった

地域福祉計画は、自治体の個性があります。最も重要なことは

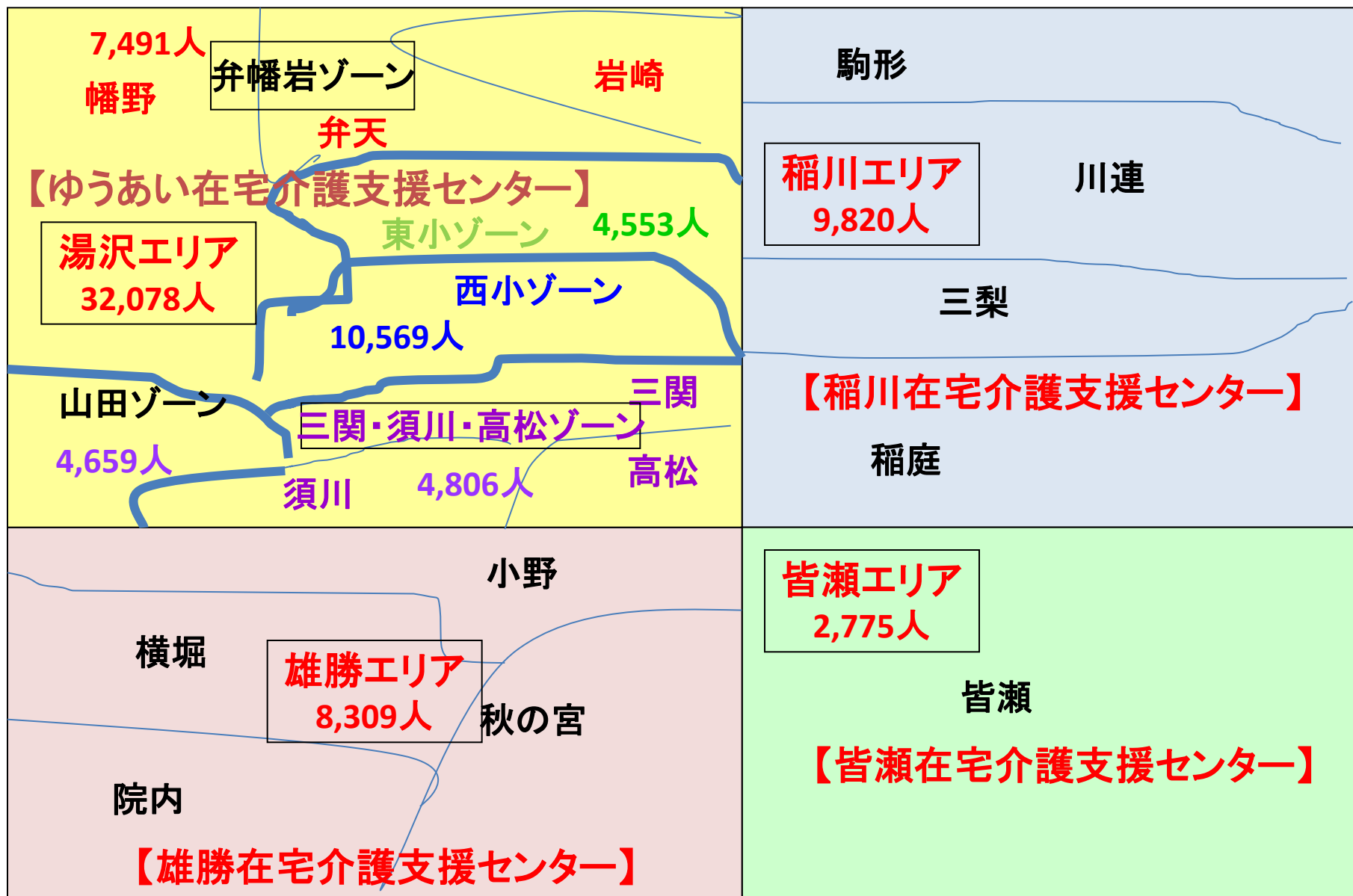
- ①行政の庁内体制を図ること

福祉担当部署のみで地域福祉の様々な課題解決は図れない。特に生活困窮者支援対策においては、税、雇用、年金、医療、住宅、教育、子ども、消費(家計)など、広範な調整が必要となる。...ここから、単に行政事務だけではなく、地域の体制づくりの必要性が見えてきます。

- ②地域福祉が展開できる支援ネットワーク体制が構築される地域づくり

行政が、地域住民を巻き込んだ地域支援ネットワーク体制づくりを行うことにより、地域福祉のビジョンを示す。社会福祉協議会が、具体の展開を担うべき役割は大きい。

エリアとゾーン(平均7,700人)



地域を包括して支援するシステムで最も重要なことは、エリアを明確にすること

地域支援体制づくりが重要

様々な情報ネットワークを作ることにより、「抜け・もれ」のない情報が入る仕組みづくり
生活困窮者自立支援制度は、アウトリーチを重視しているが、身近な情報体制ができていないとアウトリーチはできない。

情報

こういう方々が、どこに連絡や情報提供したらよいか分かっていること

[制度上の有資格者]

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、栄養士などの退職者や経験者

[制度上に位置づけられている研修等で業務要件が得られる者]

ヘルパー、障害者相談支援専門員、サービス管理責任者、生活・介護支援サポーター、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)

[公的な者]

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、

[その他]

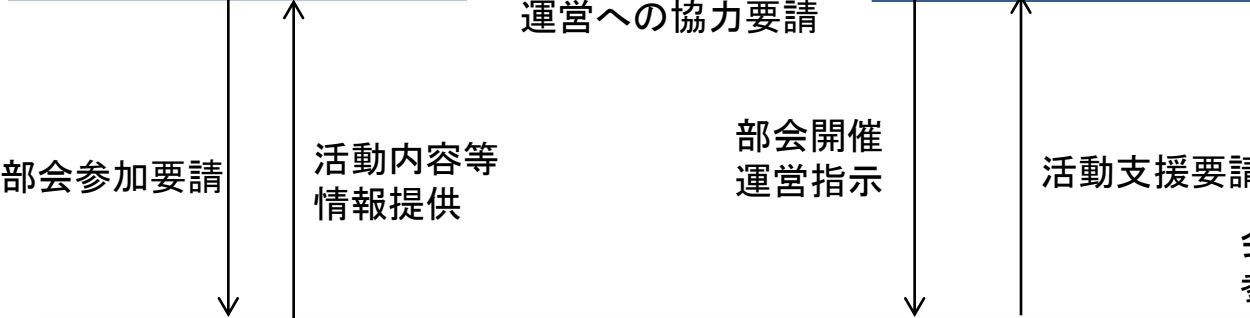
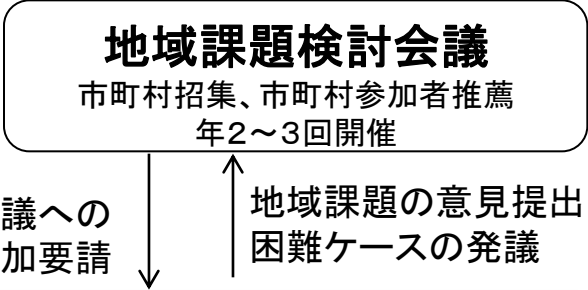
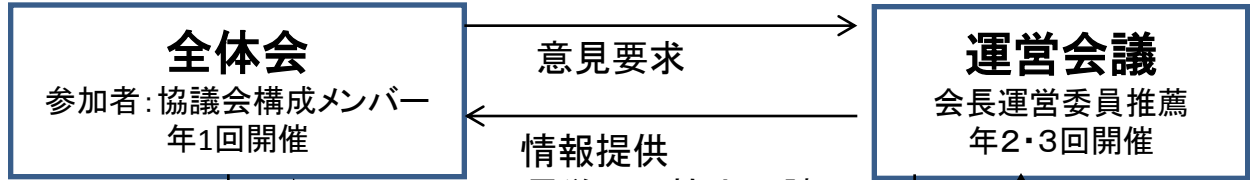
町内会、近隣者、行政員、福祉員、水道検針員、ふれあい電話協力員、配食サービス配達員、地区回覧板班員、アパート管理人、サロンや集まりの会員、

【サポーター協力店】

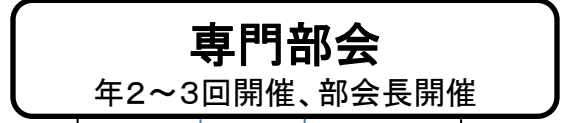
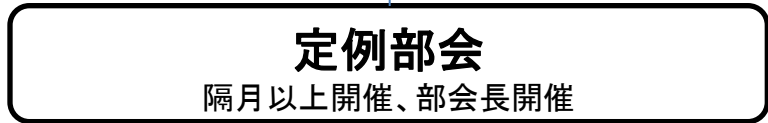
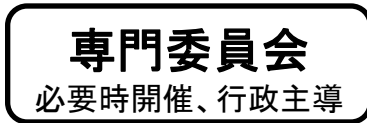
理美容店、郵便配達員、新聞配達員、牛乳配達員、ヤクルトレディー、移動販売店、宅配業者、

サポーター

**湯沢雄勝地域包括支援
ネットワーク協議会体制図
H25/6～(改正)**



各部会、委員会



障害福祉計画策定委員会
地域福祉計画策定委員会

災害対策委員会

事業部会
・相談支援事業所評価
要綱改正等のとりまとめ

家族部会
(精神障害者部会)

児童療育部会
(特別支援連携協議会兼)

相談支援部会
・サービスマス責任者情報交換会
・地域移行支援会議

権利擁護部会

アンテナショップ会議

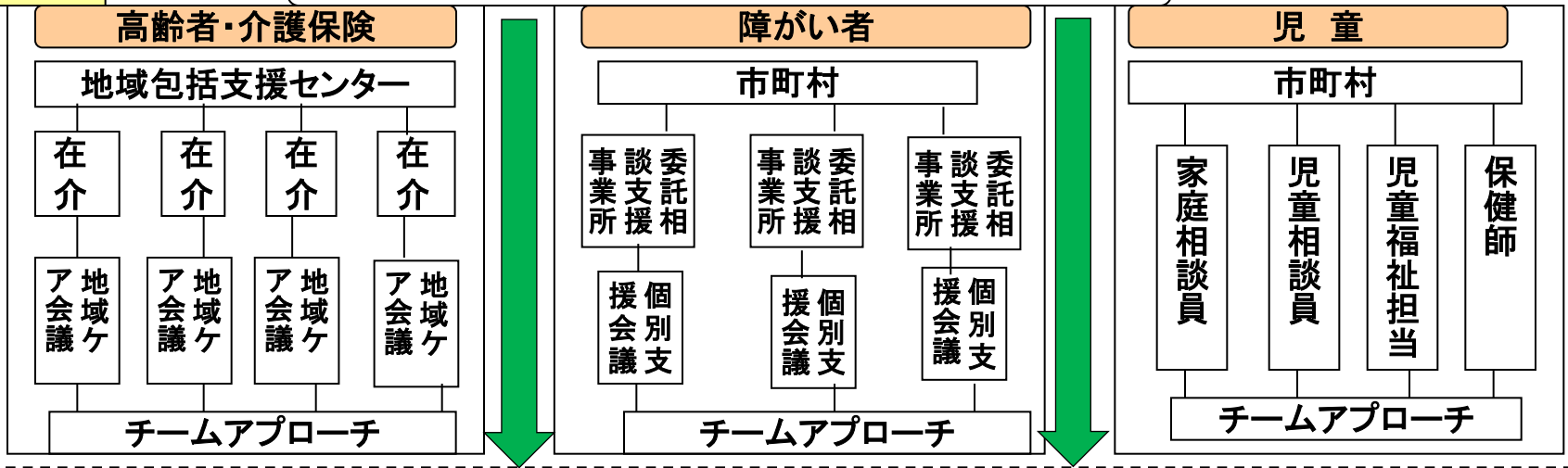
就労支援部会

生活困窮者対策部会

三層構造

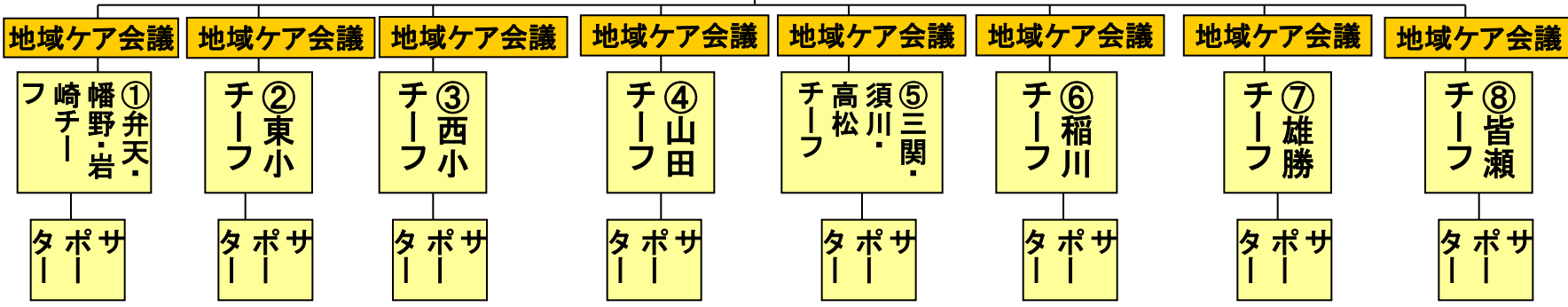
地域支援体制の例：秋田県湯沢市

制度で見守られている人

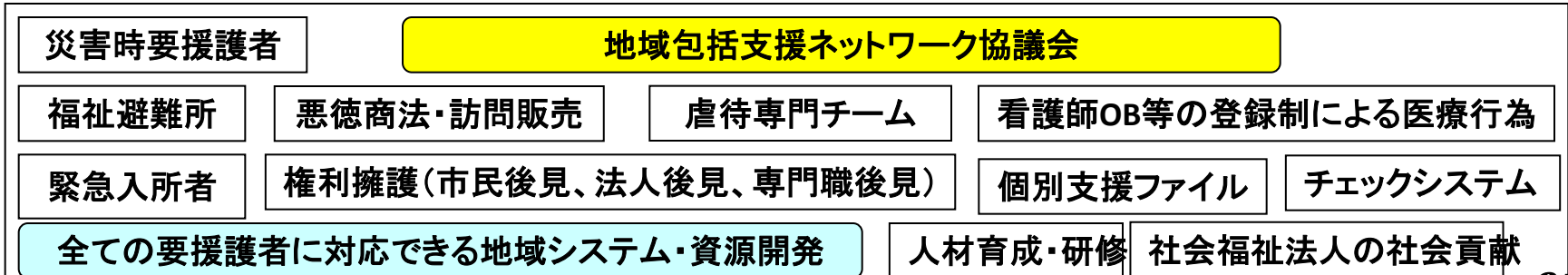


地域包括支援センター(専門的・全体的アドバイス)

制度の谷間の人

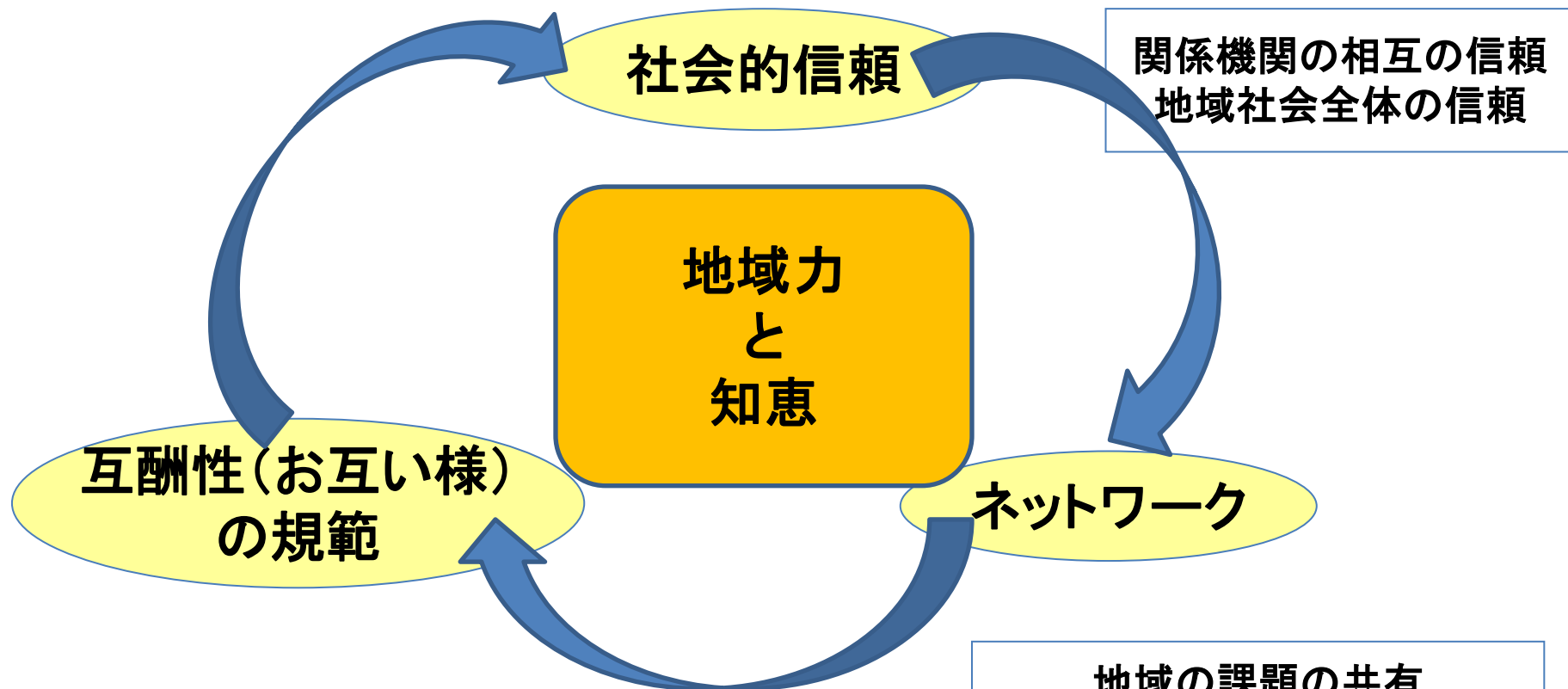


地域包括ケア



地域包括支援による「地域づくり」はソーシャルキャピタル【社会連携資本】

:(ロバート・パットナム)



今は自分達が支援する側だが、こうした助け合いが定着した地域を作ること、将来、自分達が支援される側になったときによりよい地域になるはず。.....10年後の自分の地域の規範を、今からつくらないと、後で悔やまれます。

～地域づくりは、それぞれの地域力と知恵～